



ISSN 2187-5472

平成 30 年度
社会 保障 費用 統計

Financial Statistics of Social Security in Japan
2018



令和 2 年 10 月

国立社会 保障 ・ 人口 問題 研究所

序 文

本「社会保障費用統計」は、平成 30 年度の年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など社会保障制度に関する 1 年間の支出を集計し、取りまとめたものです。本統計は、平成 24 年 7 月に総務大臣告示に基づき、統計法上の基幹統計に指定されました。

社会保障費用統計は、我が国の社会保障全体の規模や、政策分野ごとの構成を明らかにするものです。社会保障政策や財政等を検討する上での基礎資料として、また、社会保障費用の諸外国との国際比較を行う重要な指標として、広く御活用いただければ幸いです。

本統計が基幹統計として、今後とも国民の期待に添う役割を果たしていけるよう、当研究所としても鋭意努力してまいります。

本統計を取りまとめるに当たり、御協力いただいた関係各位に深く感謝する次第です。

令和 2（2020）年 10 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 田辺 国昭

目 次

序 文

社会保障費用統計について	1
--------------	---

I 2018年度社会保障費用の概要

1. 社会保障費用の総額

(1) 社会支出

(2) 社会保障給付費

表 1 社会保障費用の総額

表 2 社会保障費用の対国内総生産比及び対国民所得比

表 3 1人(1世帯)当たり社会保障費用

2. 社会支出と国際比較

(1) 政策分野別社会支出

表 4 政策分野別社会支出

表 5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

図 1 我が国の政策分野別社会支出の推移

(2) 社会支出の国際比較

図 2 政策分野別社会支出の国際比較(2017年度)

表 6 社会支出の国際比較(2017年度)

図 3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較(2017年度)

3. 社会保障給付費とその財源

(1) 部門別社会保障給付費

表 7 部門別社会保障給付費

表 8 部門別社会保障給付費の対国内総生産比(対国民所得比)

図 4 部門別社会保障給付費の推移

(2) 機能別社会保障給付費

表 9 機能別社会保障給付費

表 10 機能別社会保障給付費の対国内総生産比(対国民所得比)

図 5 機能別社会保障給付費の推移

(3) 社会保障財源

表 11 項目別社会保障財源

図 6 ILO基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図
(2018年度)

II 集計表

集計表 1 2018年度社会支出集計表	19
---------------------	----

集計表 2 2018年度社会保障給付費収支表	20
------------------------	----

III 時系列表

第1表	政策分野別社会支出の推移（1980～2018年度）	31
第2表	政策分野別社会支出の推移（対国内総生産比） （1980～2018年度）	32
第3表	社会支出・国内総生産の対前年度伸び率の推移 （1981～2018年度）	33
第4表	1人当たり社会支出と1人当たり国内総生産の推移 （1980～2018年度）	34
第5表	政策分野別社会支出の国際比較（2013～2018年度）	35
第6表	政策分野別社会支出の国際比較（構成割合） （2013～2018年度）	36
第7表	政策分野別社会支出の国際比較（対国内総生産比） （2013～2018年度）	37
第8表	社会保障給付費の部門別推移（1950～2018年度）	38
第9表	社会保障給付費の部門別推移（対国内総生産比） （1951～2018年度）	39
第10表	社会保障給付費の部門別推移（対国民所得比） （1951～2018年度）	40
第11表	社会保障給付費・国内総生産・国民所得の 対前年度伸び率の推移（1951～2018年度）	41
第12表	1人当たり社会保障給付費と1人当たり国内総生産及び 1人当たり国民所得の推移（1951～2018年度）	42
第13表	機能別社会保障給付費の推移（1994～2018年度）	43
第14表	社会保障財源の項目別推移（1951～2018年度）	44

IV 巻末参考資料

1. 主な用語の解説	49
2. 作成方法	
2-1 基幹統計を作成するために用いる情報	53
2-2 社会支出に含まれる社会保障制度	56
2-3 部門別社会保障給付費に含まれる社会保障制度	69
2-4 機能別社会保障給付費に含まれる社会保障制度	72
3. 国民経済計算（SNA）との関係性等について	75
4. ホームページ掲載表目次	83

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微少（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

社会保障費用統計について

ILO 基準の社会保障給付費と OECD 基準の社会支出は、ともに国際機関が定める費用統計であり、本統計ではこれらを総称して社会保障費用統計と呼んでいる。以下では集計開始時期が早い ILO 基準の社会保障給付費から説明する。

1. ILO 基準社会保障給付費

我が国は、1957 年国際連合に加盟して以降、ILO（国際労働機関）の調査に協力し、政府機関（当初は旧労働省、後に旧厚生省、現在は国立社会保障・人口問題研究所）において、ILO 基準に則した社会保障費用の取りまとめを行っている。

ILO は、1949 年以来社会保障費用について調査を実施してきており、その調査結果を刊行物として公表してきた。同調査では、社会保障の最低基準に関する ILO 条約 No.102(1952 年)、ILO 勧告 No.67（1944 年）及び No.69（1944 年）の枠組みに基づいて、社会保障の収入と支出が集められた。

その後社会保障の概念は、社会経済情勢の変化に伴って、拠出や雇用の実態に関わらず、全ての国民に対する一般的な援助を提供する社会保護の枠組みを含むまで拡張された。そこで ILO は、1997 年に実施された第 19 次調査より、9 つのリスク・ニーズをカバーする制度の収支を集計する枠組みへと移行し、以下 3 つの基準を満たすものを社会保障制度と定義した。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
- (8)住宅 (9)生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、第 19 次調査基準による集計を 2000 年度から開始しているが、過去のデータとの比較可能性を担保するため、それ以前の第 18 次調査基準による集計も引き続き公表している。

ILO の社会保障費用調査は第 19 次をもって終了し、2005 年に新たな調査（Social Security Inquiry）へ移行した。新調査では、ILO 基準に準拠したデータのみならず、同基準と集計範囲が必ずしも同一ではない他の国際基準に基づいて集計されたデータの登録が認められた。その結果、1990 年代後半以降において、ILO 基準で統一された定義による国際比較が不可能となっている。

そのため、本統計が 2012 年 7 月に、統計法上の基幹統計に指定されたことを契機に、諸外国のデータが定期的に公表されている OECD（経済協力開発機構）の基準に基づく「社会支出」の集計を充実させることを通じて、社会保障費用統計としてその国際比較性を向上させることとした。

ただし、ILO 基準による「社会保障給付費」は、政策立案に資する基礎資料を始めとして、幅広い分野で利用されており、個人に帰着する給付やその財源の全体を把握することは、今後一層その重要性を増すと考えられるため、本統計でも引き続き集計を行っている。

2. OECD 基準社会支出

OECD（経済協力開発機構）は、1996年より社会支出統計の公表を開始した。OECDの基準に基づく「社会支出」は、その範囲を「人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給」としている。ただし、集計する範囲は、制度による支出のみを社会支出と定義し、人々の直接の財・サービスの購入や、個人単位の契約や移転は含まない。

当該制度が「社会支出」に該当するか否かの判断は、まず、その給付がひとつ又は複数の社会的目的をもっており、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、又はその制度への関与が公的な強制力をもって行われているかによる。

社会支出では、社会的目的を次の9つの政策分野に分けている。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害、業務災害、傷病 (4)保健 (5)家族
- (6)積極的労働市場政策 (7)失業 (8)住宅 (9)他の政策分野

社会支出には、現金給付（例えば、年金、産休中の所得保障、生活保護など）、サービス（現物）給付（例えば、保育、高齢者や障害者の介護など）を含む。

OECD基準の「社会支出」は、ILOの基準の「社会保障給付費」に比べて、その範囲が広く、施設整備費など直接個人には移転されない費用も計上されるという違いがある。また、9つの政策分野別に、諸外国のデータが定期的に更新され、比較的新しい年次まで公表されている。社会保障費用を諸外国と比較するという観点から、重要な指標となるものである。

最後に、前述した通り、本統計は2012年7月に統計法上の基幹統計として指定されたことを契機として、国際連合の基準に基づくSNA（国民経済計算）との関係性についても、社会保障費用統計との比較という観点から、必要な解説を加えることとした。さらに、幅広いユーザーの利用に資するため、本統計における集計内容を把握する上で重要となるILO、OECD基準の主な用語について、簡潔な解説を付することとした（いずれについても、詳細は「巻末参考資料」参照）。

I 2018年度社会保障費用の概要

概要では、まず1で、社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額を示す。次に2で、国際比較可能な形でOECD基準に基づく社会支出を示す。社会支出では、給付に加えて施設整備費などの個人に帰着しない支出も含む。最後の3では、ILO基準に基づく社会保障給付費すなわち個人に帰着する給付とその財源を示す。

1. 社会保障費用の総額

(1) 社会支出

- ・ 2018年度の社会支出の総額は125兆4,294億円である。
- ・ 2018年度の社会支出の対前年度伸び率は1.0%であり、対国内総生産比は22.87%である。
- ・ 国民1人当たりの社会支出は99万2,000円であり、1世帯当たりでは241万8,700円である。

(2) 社会保障給付費

- ・ 2018年度の社会保障給付費の総額は121兆5,408億円である。
- ・ 2018年度の社会保障給付費の対前年度伸び率は1.1%であり、対国内総生産比は22.16%である。
- ・ 国民1人当たりの社会保障給付費は96万1,200円であり、1世帯当たりでは234万3,800円である。

表1 社会保障費用の総額

社会保障費用	2017年度	2018年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
社会支出	1,241,845	1,254,294	12,449	1.0
社会保障給付費	1,202,017	1,215,408	13,391	1.1

(注) 社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。
詳しくは56-68頁参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比及び対国民所得比

社会保障費用	2017年度	2018年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
社会支出			
対国内総生産比	22.68	22.87	0.19
対国民所得比	30.98	31.03	0.05
社会保障給付費			
対国内総生産比	21.95	22.16	0.21
対国民所得比	29.98	30.06	0.08

(資料) 国内総生産及び国民所得は、内閣府「平成30年度国民経済計算年報」による。

表3 1人(1世帯)当たり社会保障費用

社会保障費用	2017年度	2018年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
社会支出				
1人当たり	980.1	992.0	11.9	1.2
1世帯当たり	2,424.6	2,418.7	△5.8	△0.2
社会保障給付費				
1人当たり	948.7	961.2	12.6	1.3
1世帯当たり	2,346.8	2,343.8	△3.0	△0.1

(注) 1世帯当たり社会支出=平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

(資料) 人口は、総務省統計局「人口推計—平成30年10月1日現在」、
平均世帯人員は、厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」による。

2. 社会支出と国際比較

(1) 政策分野別社会支出

2018年度の社会支出を政策分野別にみると、「高齢」が最も多く（46.0%）、次いで「保健」（33.6%）、「家族」（7.2%）、「遺族」（5.2%）、「障害、業務災害、傷病」（4.8%）、「他の政策分野」（1.3%）、「失業」（0.7%）、「積極的労働市場政策」（0.7%）、「住宅」（0.5%）の順となっている。

表4 政策分野別社会支出

社会支出	2017年度	2018年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
合 計	1,241,845 (100.0)	1,254,294 (100.0)	12,449	1.0
高 齢	569,397 (45.9)	576,766 (46.0)	7,369	1.3
遺 族	65,618 (5.3)	65,074 (5.2)	△ 544	△ 0.8
障害、業務災害、傷病	58,923 (4.7)	60,810 (4.8)	1,888	3.2
保 健	418,871 (33.7)	421,870 (33.6)	2,999	0.7
家 族	86,451 (7.0)	90,547 (7.2)	4,096	4.7
積極的労働市場政策	8,141 (0.7)	8,376 (0.7)	235	2.9
失 業	8,430 (0.7)	8,535 (0.7)	105	1.2
住 宅	6,131 (0.5)	6,084 (0.5)	△ 47	△ 0.8
他の政策分野	19,881 (1.6)	16,231 (1.3)	△ 3,650	△ 18.4

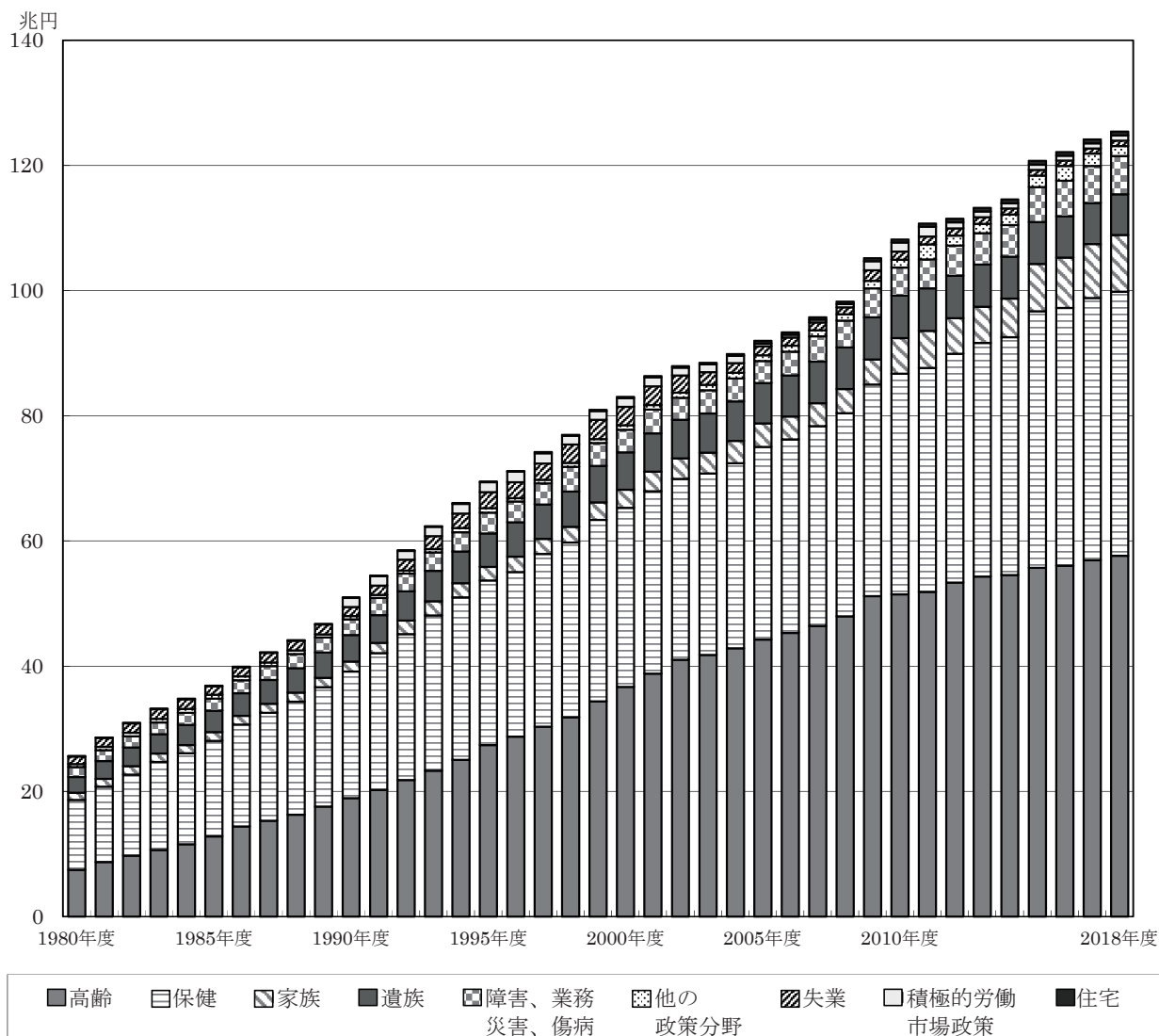
(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 政策分野別の項目説明は、56-68頁を参照。

表5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

社会支出	2017年度	2018年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
合計	22.68	22.87	0.19
高齢	10.40	10.52	0.12
遺族	1.20	1.19	△ 0.01
障害、業務災害、傷病	1.08	1.11	0.03
保健	7.65	7.69	0.04
家族	1.58	1.65	0.07
積極的労働市場政策	0.15	0.15	0.00
失業	0.15	0.16	0.00
住宅	0.11	0.11	△ 0.00
他の政策分野	0.36	0.30	△ 0.07

図1 我が国の政策分野別社会支出の推移



(出所) 31頁「第1表 政策分野別社会支出の推移」より作成。

(2) 社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、2017年度時点で日本は、イギリスより大きいですが、フランス（2015年度）、ドイツ、スウェーデン、アメリカと比較すると小さくなっている。

図2 政策分野別社会支出の国際比較（2017年度）

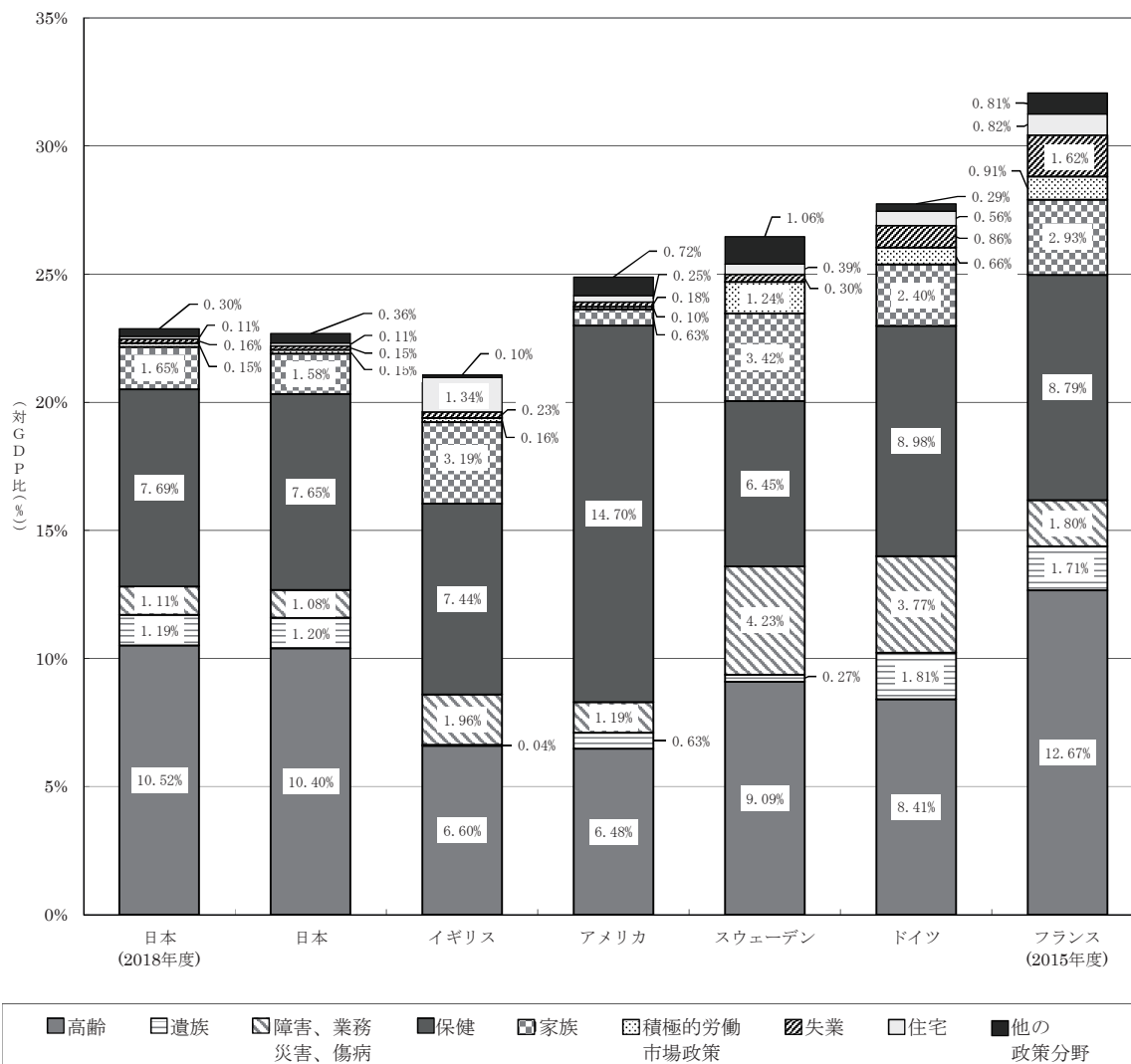


表6 社会支出の国際比較（2017年度）

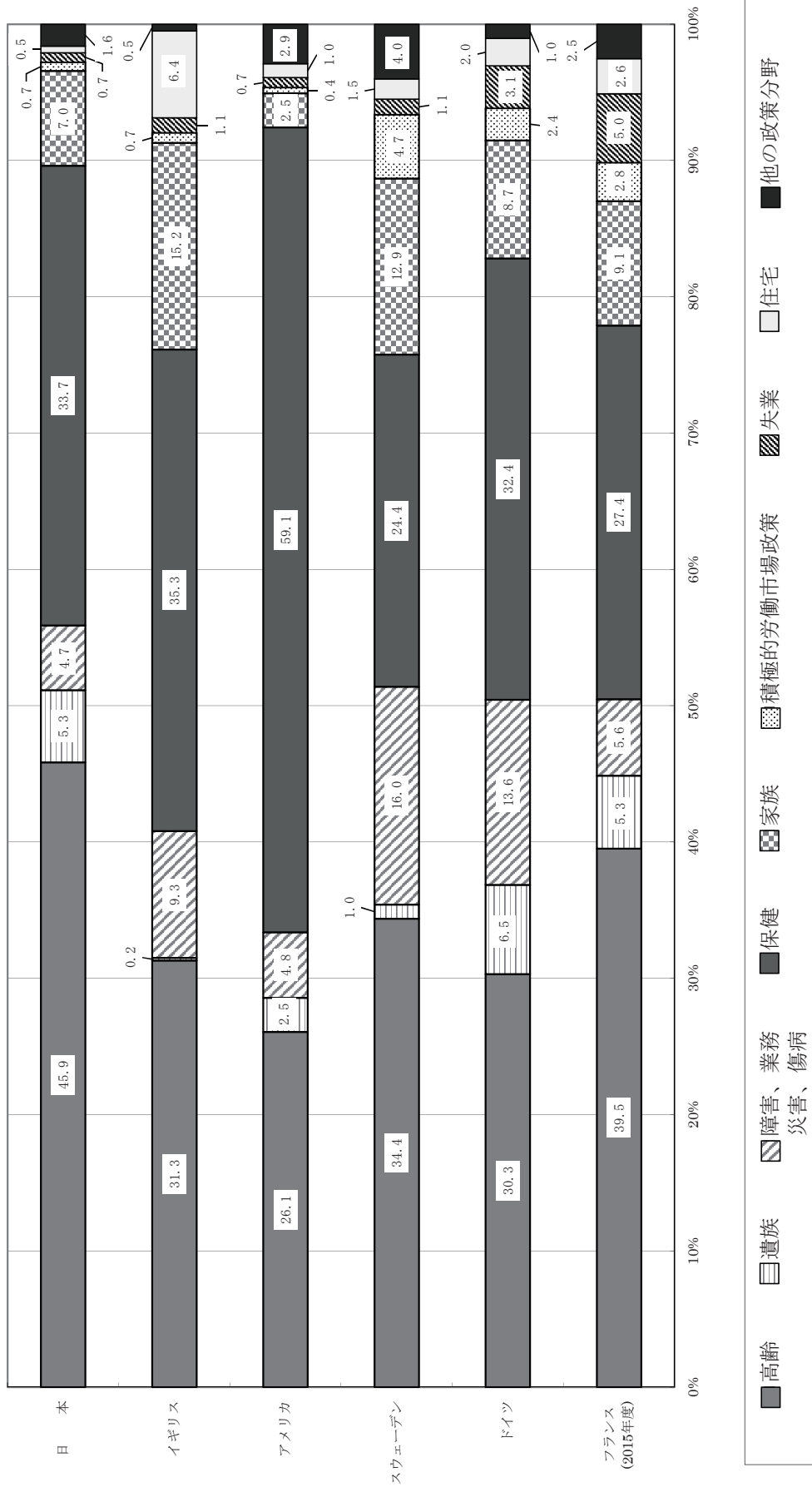
社会支出	日本 (2018年度)	日本	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ドイツ	フランス (2015年度)
社会支出 対国内総生産比	22.87%	22.68%	21.07%	24.88%	26.46%	27.75%	32.06%
(参考) 対国民所得比	31.03%	30.98%	29.26%	31.44%	41.26%	37.07%	44.96%

(注) アメリカについては、2014年にいわゆるオバマケア（Patient Protection and Affordable Care Act）が施行され、個人に対し医療保険への加入が原則義務化されたことに伴い、それまで任意私的支出（Voluntary Private Expenditure）とされてきた民間の医療保険支出が、義務的私的支出（Mandatory Private Expenditure）として社会支出に計上されることになった。

(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database（令和2年6月29日時点の暫定値）による。国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「平成30年度国民経済計算年報」、諸外国はOECD Annual National Accounts Database（令和2年6月11日閲覧）による。

(出所) 上記資料より国立社会保障・人口問題研究所が作成。

図3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2017年度）



3. 社会保障給付費とその財源

(1) 部門別社会保障給付費

2018年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が39兆7,445億円（32.7%）、「年金」が55兆2,581億円（45.5%）、「福祉その他」が26兆5,382億円（21.8%）である。

表7 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	2017年度	2018年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,202,017 (100.0)	1,215,408 (100.0)	13,391	1.1
医療	394,196 (32.8)	397,445 (32.7)	3,249	0.8
年金	548,349 (45.6)	552,581 (45.5)	4,232	0.8
福祉その他	259,471 (21.6)	265,382 (21.8)	5,911	2.3
介護対策(再掲)	101,016 (8.4)	103,872 (8.5)	2,856	2.8

(注)

- () 内は構成割合である。
- 部門別の項目説明は、27頁、51頁を参照。

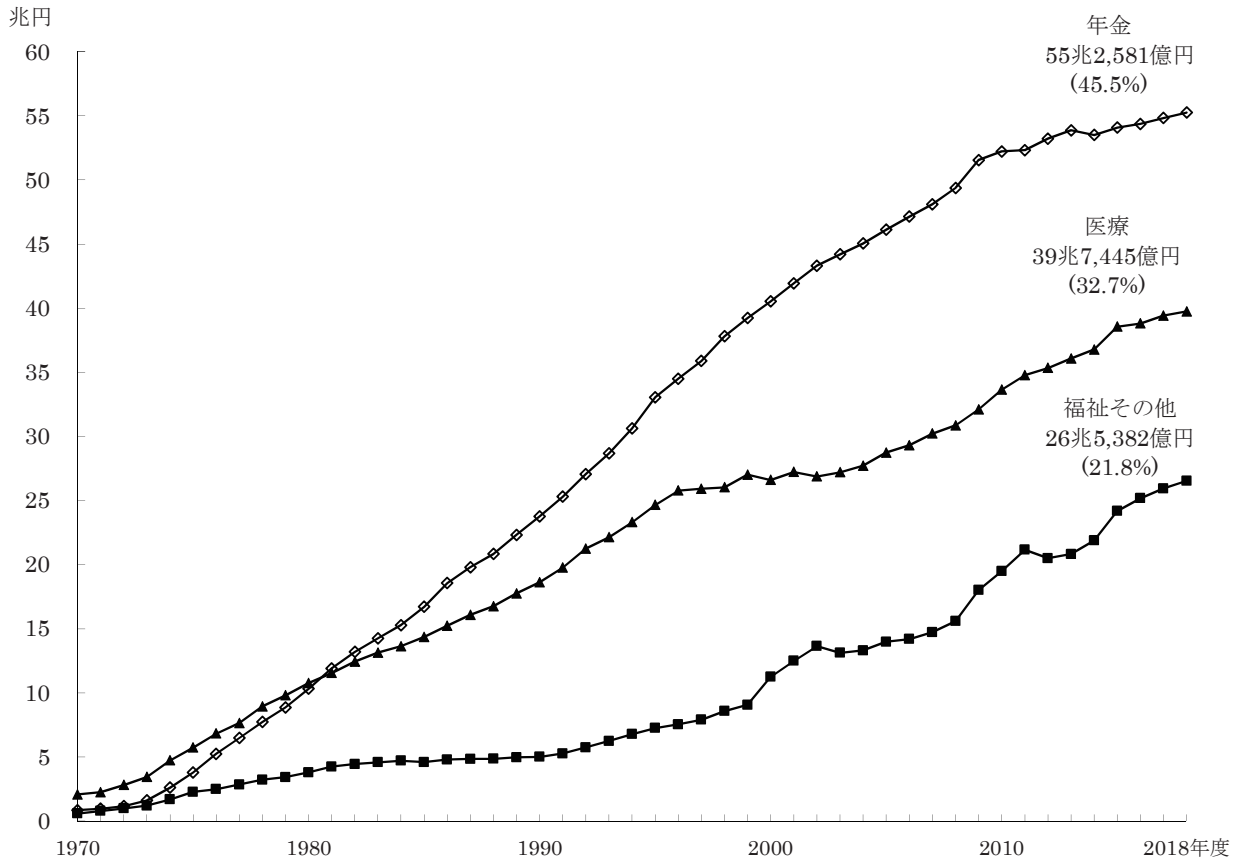
表8 部門別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2017年度	2018年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	21.95 (29.98)	22.16 (30.06)	0.21 (0.08)
医療	7.20 (9.83)	7.25 (9.83)	0.05 (△ 0.00)
年金	10.01 (13.68)	10.08 (13.67)	0.06 (△ 0.01)
福祉その他	4.74 (6.47)	4.84 (6.56)	0.10 (0.09)
介護対策(再掲)	1.84 (2.52)	1.89 (2.57)	0.05 (0.05)

(注) () 内は国民所得比である。

(資料) 国内総生産及び国民所得は、内閣府「平成30年度国民経済計算年報」による。

図4 部門別社会保障給付費の推移



(出所) 38頁「第8表 社会保障給付費の部門別推移」より作成。

(2) 機能別社会保障給付費

2018年度の社会保障給付費を機能別にみると「高齢」が全体の47.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.3%であり、この2つの機能で78.4%を占めている。これ以外の機能では、「家族」（7.1%）、「遺族」（5.3%）、「障害」（3.9%）、「生活保護その他」（2.8%）、「失業」（1.2%）、「労働災害」（0.8%）、「住宅」（0.5%）の順となっている。

表9 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	2017年度	2018年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,202,017 (100.0)	1,215,408 (100.0)	13,391	1.1
高齢	565,209 (47.0)	572,766 (47.1)	7,557	1.3
遺族	65,514 (5.5)	64,976 (5.3)	△ 538	△ 0.8
障害	45,622 (3.8)	47,506 (3.9)	1,883	4.1
労働災害	9,076 (0.8)	9,147 (0.8)	71	0.8
保健医療	377,436 (31.4)	380,830 (31.3)	3,394	0.9
家族	82,199 (6.8)	86,374 (7.1)	4,175	5.1
失業	13,999 (1.2)	14,286 (1.2)	287	2.1
住宅	6,082 (0.5)	6,032 (0.5)	△ 50	△ 0.8
生活保護その他	36,878 (3.1)	33,490 (2.8)	△ 3,388	△ 9.2

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、72-74頁を参照。

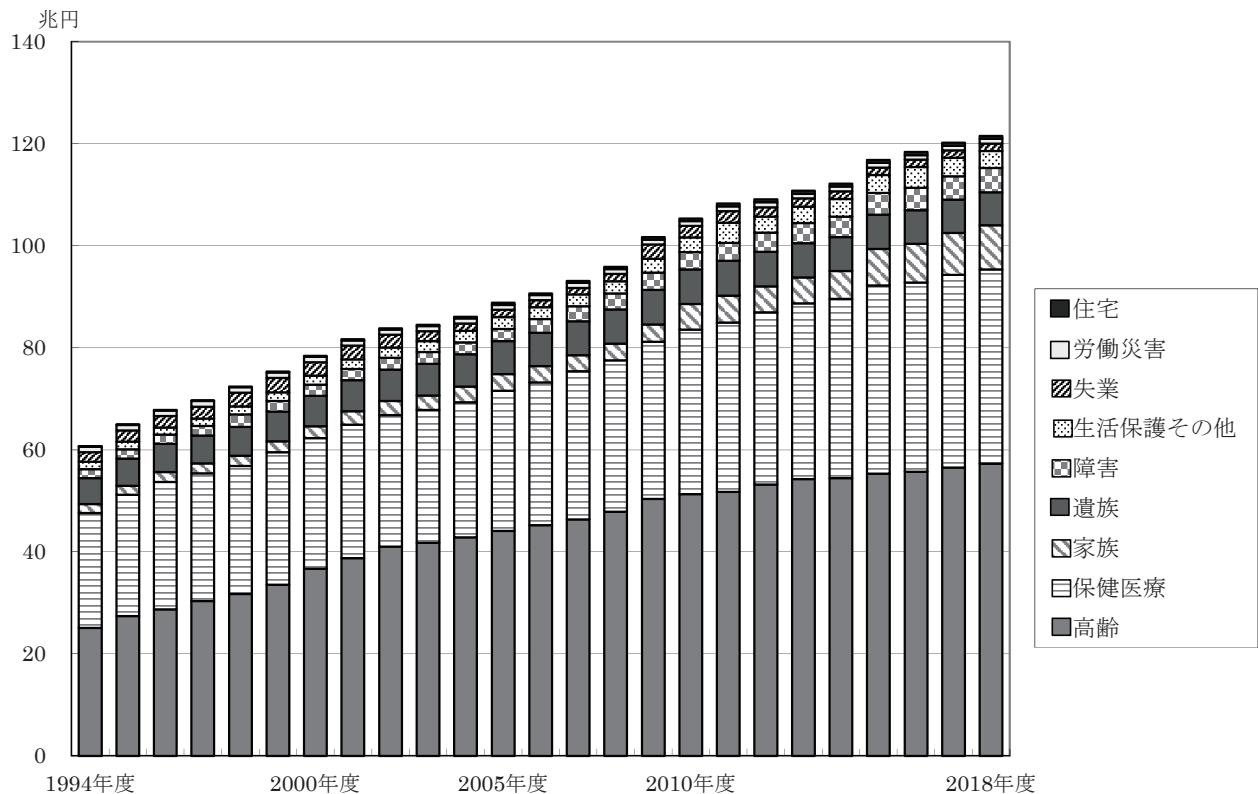
表 10 機能別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2017年度	2018年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	21.95 (29.98)	22.16 (30.06)	0.21 (0.08)
高齢	10.32 (14.10)	10.44 (14.17)	0.12 (0.07)
遺族	1.20 (1.63)	1.18 (1.61)	△ 0.01 (△ 0.03)
障害	0.83 (1.14)	0.87 (1.18)	0.03 (0.04)
労働災害	0.17 (0.23)	0.17 (0.23)	0.00 (△ 0.00)
保健医療	6.89 (9.42)	6.94 (9.42)	0.05 (0.01)
家族	1.50 (2.05)	1.58 (2.14)	0.07 (0.09)
失業	0.26 (0.35)	0.26 (0.35)	0.00 (0.00)
住宅	0.11 (0.15)	0.11 (0.15)	△ 0.00 (△ 0.00)
生活保護その他	0.67 (0.92)	0.61 (0.83)	△ 0.06 (△ 0.09)

(注) () 内は対国民所得比である。

(資料) 国内総生産及び国民所得は、内閣府「平成30年度国民経済計算年報」による。

図 5 機能別社会保障給付費の推移



(出所) 43頁「第13表 機能別社会保障給付費の推移」より作成。

(3) 社会保障財源

2018年度の社会保障財源の総額は132兆5,963億円であり、対前年度増加率は6.1%の減少となった。項目別割合をみると、社会保険料が54.7%、公費負担が38.0%、他の収入が7.3%となっている。

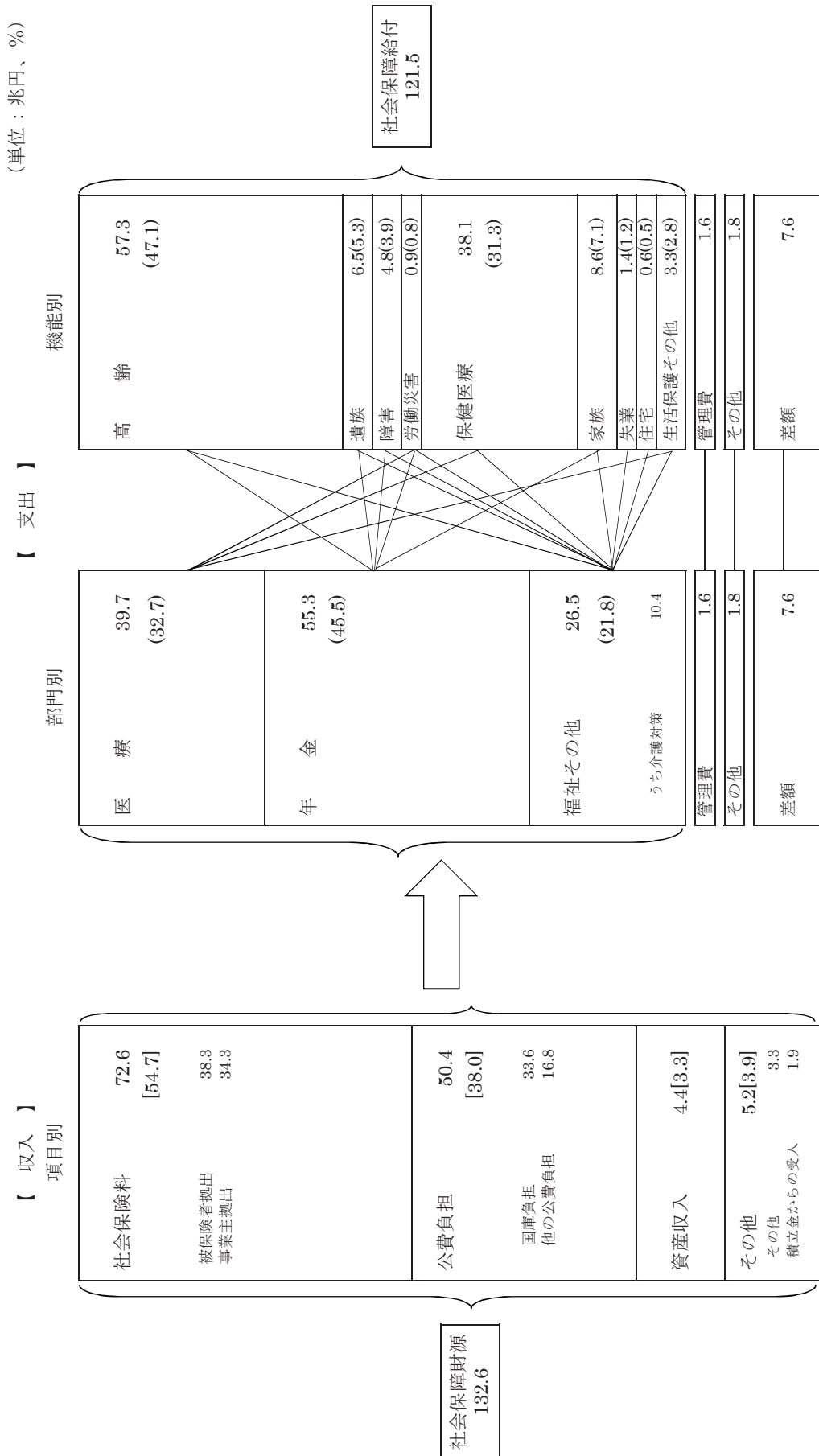
表11 項目別社会保障財源

社会保障財源	2017年度	2018年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,412,751 (100.0)	1,325,963 (100.0)	△ 86,788	△ 6.1
社会保険料	707,979 (50.1)	725,890 (54.7)	17,911	2.5
被保険者拠出	373,647 (26.4)	383,382 (28.9)	9,735	2.6
事業主拠出	334,332 (23.7)	342,508 (25.8)	8,177	2.4
公費負担	498,847 (35.3)	503,870 (38.0)	5,022	1.0
国庫負担	333,293 (23.6)	335,990 (25.3)	2,697	0.8
他の公費負担	165,555 (11.7)	167,879 (12.7)	2,325	1.4
他の収入	205,925 (14.6)	96,203 (7.3)	△ 109,722	△ 53.3
資産収入	141,126 (10.0)	44,284 (3.3)	△ 96,842	△ 68.6
その他	64,799 (4.6)	51,919 (3.9)	△ 12,880	△ 19.9

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。「他の公費負担」とは、①国の制度等に基づいて地方公共団体が負担しているもの、②地方公共団体の義務的経費に付随して、地方公共団体が独自に負担をしているもの、である。ただし、国の制度等に基づかず地方公共団体が独自に行っている事業については、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。
3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

図6 ILO基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図（2018年度）



(注)

1. 2018年度の社会保障財源は132.6兆円（他制度からの移転を除く）であり、[]内は社会保障財源に対する割合。
2. 2018年度の社会保障給付費は121.5兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。
3. 収入のその他には積立金からの受入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。
4. 差額は社会保障財源（132.6兆円）と社会保障給付（121.5兆円）の差であり、他制度からの移転、他制度への移転を含まない。差額は積立金への繰入や翌年度繰越金である。

II 集計表

集計表1 2018年度社会支出集計表

(単位：百万円)

	社会支出
合計	125,429,435
高齢	57,676,633
現金	46,988,927
退職年金	46,372,663
早期退職年金	—
その他の現金給付	616,264
現物	10,687,706
介護、ホームヘルプサービス	10,514,418
その他の現物給付	173,288
遺族	6,507,395
現金	6,439,986
遺族年金	6,368,412
その他の現金給付	71,575
現物	67,408
埋葬費	67,300
その他の現物給付	109
障害、業務災害、傷病	6,081,045
現金	3,456,224
障害年金	2,105,186
年金（業務災害）	409,021
休業給付（業務災害）	99,330
休業給付（傷病手当）	410,890
その他の現金給付	431,796
現物	2,624,822
介護、ホームヘルプサービス	2,258,173
機能回復支援	22,869
その他の現物給付	343,780
保健	42,186,965
現金	—
現物	42,186,965
家族	9,054,738
現金	3,541,715
家族手当	2,738,398
出産、育児休業	783,174
その他の現金給付	20,143
現物	5,513,023
就学前教育・保育	3,944,042
ホームヘルプ、施設	841,994
その他の現物給付	726,987
積極的労働市場政策	837,631
公的雇用サービスと行政	365,953
訓練	79,587
雇用奨励金	342,072
障害者雇用支援とリハビリテーション	37,767
直接的な仕事創出	12,248
仕事を始める奨励金	5
失業	853,522
現金	853,522
失業給付、退職手当	853,522
労働市場事由による早期退職	—
住宅	608,396
現金	—
住宅手当	—
その他の現金給付	—
現物	608,396
住宅扶助	608,396
その他の現物給付	—
他の政策分野	1,623,109
現金	1,177,035
所得補助	1,122,377
その他の現金給付	54,658
現物	446,074
社会的支援	59,298
その他の現物給付	386,776

(注) 集計表1はOECD社会支出の基準に従い算出したものである。

集計表 2 2018年度社会保障給付費収支表 ①

	収			
	抛 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	5,040,996	4,968,277	—	1,272,921
(B)組合管掌健康保険	4,256,164	4,995,665	—	79,874
2.国民健康保険	3,207,750	—	—	3,741,011
退職者医療制度（再掲）	15,815	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	1,236,538	—	—	5,159,414
4.介護保険	2,425,987	—	—	2,482,370
5.厚生年金保険	15,964,373	15,964,373	—	9,861,814
6.厚生年金基金	31,640	62,414	—	—
7.石炭鉱業年金基金	—	1	—	—
8.国民年金	1,390,377	—	—	1,866,725
9.国民年金基金	98,907	—	—	2,944
10.農業者年金基金	—	—	—	119,668
11.船員保険	16,851	20,578	—	3,007
12.農林漁業団体職員共済組合	—	27,862	—	261
13.日本私立学校振興・共済事業団	394,676	388,581	—	128,720
14.雇用保険	543,940	1,086,428	—	23,920
15.労働者災害補償保険	—	825,512	—	143
家族手当				
16.児童手当	—	717,407	—	1,241,883
公務員				
17.国家公務員共済組合	1,008,770	1,204,735	—	285,404
18.存続組合等	—	111,458	—	297
19.地方公務員等共済組合	2,702,505	3,227,355	—	5,830
20.旧令共済組合等	—	—	—	2,666
21.国家公務員災害補償等	—	11,818	—	—
22.地方公務員等災害補償	0	29,990	—	—
23.旧公共企業体職員業務災害	—	4,286	—	—
24.国家公務員恩給	—	7,339	—	32
25.地方公務員恩給	—	8,569	—	—
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	—	—	—	569,658
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	—	—	—	2,754,379
28.社会福祉	—	—	—	3,419,715
雇用対策				
29.雇用対策	—	—	—	18,589
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	—	—	—	295,220
他の社会保障制度	18,699	588,189	—	262,545
地方単独事業（再掲）	—	—	—	—
総 計	38,338,172	34,250,839	—	33,599,011

(単位：百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
—	—	18,606	11,300,800	152	11,300,951	1.(A)
—	35,841	532,391	9,899,935	202	9,900,137	1.(B)
1,778,614	—	725,872	9,453,248	3,707,384	13,160,632	2.
—	—	—	15,815	62,361	78,176	
2,821,303	—	534,793	9,752,048	6,288,562	16,040,610	3.
3,087,272	389	308,426	8,304,442	2,701,871	11,006,313	4.
—	2,213,333	868,732	44,872,625	5,001,397	49,874,022	5.
—	331,872	2,525	428,451	24,906	453,357	6.
—	△ 188	716	528	—	528	7.
—	134,408	1,010,081	4,401,592	20,892,826	25,294,418	8.
—	104,084	10	205,944	—	205,944	9.
—	—	54,814	174,482	—	174,482	10.
—	0	1,877	42,314	5,408	47,721	11.
—	2,471	927	31,521	—	31,521	12.
7,376	117,669	1,306	1,038,327	280,802	1,319,130	13.
—	553	667,564	2,322,406	—	2,322,406	14.
—	125,575	217,065	1,168,295	—	1,168,295	15.
821,372	—	143,977	2,924,639	—	2,924,639	16.
—	195,557	53,493	2,747,959	1,151,687	3,899,646	17.
—	10,784	631	123,170	—	123,170	18.
711,868	1,154,216	6,381	7,808,155	3,511,547	11,319,702	19.
—	—	—	2,666	—	2,666	20.
—	—	—	11,818	—	11,818	21.
—	971	5,424	36,385	—	36,385	22.
—	—	—	4,286	—	4,286	23.
—	—	—	7,371	—	7,371	24.
—	—	—	8,569	—	8,569	25.
169,473	—	—	739,132	—	739,132	26.
917,484	—	—	3,671,863	—	3,671,863	27.
3,201,970	—	—	6,621,685	—	6,621,685	28.
47	—	—	18,636	—	18,636	29.
—	—	—	295,220	—	295,220	30.
3,271,163	850	36,293	4,177,739	—	4,177,739	
3,164,004	—	—	3,164,004	—	3,164,004	
16,787,942	4,428,384	5,191,904	132,596,251	43,566,744	176,162,996	

集計表2 2018年度社会保障給付費収支表 ②

	支			
	給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	5,799,400	280,960	—	—
(B)組合管掌健康保険	4,130,569	244,834	—	—
2.国民健康保険	9,334,512	12,940	—	—
退職者医療制度（再掲）	55,563	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	15,111,381	—	—	—
4.介護保険	—	—	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	—
6.厚生年金基金	—	—	—	—
7.石炭鉱業年金基金	—	—	—	—
8.国民年金	—	—	—	—
9.国民年金基金	—	—	—	—
10.農業者年金基金	—	—	—	—
11.船員保険	18,516	2,002	1,645	—
12.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
13.日本私立学校振興・共済事業団	136,547	8,531	—	—
14.雇用保険	—	531,201	—	—
15.労働者災害補償保険	—	—	263,596	25,433
家族手当				
16.児童手当	—	—	—	—
公務員				
17.国家公務員共済組合	254,454	12,027	—	—
18.存続組合等	—	—	—	—
19.地方公務員等共済組合	749,475	106,862	—	—
20.旧令共済組合等	13	458	—	—
21.国家公務員災害補償等	—	—	2,091	30
22.地方公務員等災害補償	—	—	8,190	392
23.旧公共企業体職員業務災害	—	—	100	—
24.国家公務員恩給	—	—	—	—
25.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	445,619	72,974	—	—
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	1,814,908	392	—	—
28.社会福祉	552,140	—	—	—
雇用対策				
29.雇用対策	—	—	—	—
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	46	—	—	—
他の社会保障制度	1,121,274	5,855	—	—
地方単独事業（再掲）	1,092,686	—	—	—
総 計	39,468,854	1,279,035	275,623	25,855

(単位：百万円)

出					
付					
災 害		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
現 金					
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1.(A)
—	—	—	—	—	1.(B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	23,651,090	—	—	5.
—	—	965,616	—	—	6.
—	—	637	—	—	7.
—	—	23,381,474	—	—	8.
—	—	211,325	—	—	9.
—	—	88,199	—	—	10.
3,924	446	—	—	—	11.
—	—	7,890	—	—	12.
—	—	315,317	—	—	13.
—	—	—	1,336,744	—	14.
375,989	201,567	—	9,386	—	15.
—	—	—	—	2,104,792	16.
3,289	—	1,470,892	—	—	17.
1,889	—	65,791	—	—	18.
24	—	4,403,739	—	—	19.
—	—	528	—	—	20.
7,762	1,935	—	—	—	21.
15,494	3,433	—	—	—	22.
3,171	934	—	—	—	23.
—	—	7,339	—	—	24.
—	—	8,569	—	—	25.
—	—	1,892	—	—	26.
—	—	—	—	—	27.
—	—	—	—	602,796	28.
—	—	—	2,483	—	29.
—	—	229,942	—	—	30.
—	—	36,325	72,837	—	
—	—	—	—	—	
411,543	208,315	54,846,565	1,421,450	2,707,589	

集計表2 2018年度社会保障給付費収支表 ③

	支 給			
	介護対策		そ の 他	
	現 物	現 金	医療以外の 現物	現 金
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	—	—	—	1,983
(B)組合管掌健康保険	—	—	—	1,667
2.国民健康保険	—	—	—	8,067
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	—	—	—	41,952
4.介護保険	10,179,982	—	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	31,982
6.厚生年金基金	—	—	—	22,343
7.石炭鉱業年金基金	—	—	—	2
8.国民年金	—	—	—	3,011
9.国民年金基金	—	—	—	14,160
10.農業者年金基金	—	—	—	150
11.船員保険	—	—	—	139
12.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	12,968
13.日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	763
14.雇用保険	—	5,555	2,721	—
15.労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
16.児童手当	—	—	501,909	—
公務員				
17.国家公務員共済組合	—	103	—	913
18.存続組合等	—	—	—	—
19.地方公務員等共済組合	—	825	—	3,319
20.旧令共済組合等	—	—	—	—
21.国家公務員災害補償等	—	—	—	—
22.地方公務員等災害補償	—	—	—	—
23.旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
24.国家公務員恩給	—	—	—	—
25.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	2,531	4	21,625	110,821
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	92,436	—	—	1,723,903
28.社会福祉	—	—	5,272,185	52,726
雇用対策				
29.雇用対策	—	—	—	—
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	—	—	78	62,060
他の社会保障制度	105,755	—	2,033,728	583,593
地方単独事業（再掲）	102,606	—	1,862,043	—
総 計	10,380,705	6,488	7,832,246	2,676,523

(単位：百万円)

		出				
付						
計	管理費	運用損失	その他	小計		
6,082,343	114,255	—	54,112	6,250,710	1.(A)	
4,377,069	141,396	—	252,717	4,771,182	1.(B)	
9,355,519	245,317	—	489,551	10,090,388	2.	
55,563	—	—	—	55,563		
15,153,333	83,106	—	358,980	15,595,419	3.	
10,179,982	241,730	—	143,181	10,564,893	4.	
23,683,072	231,619	—	20,374	23,935,066	5.	
987,958	27,711	—	992	1,016,661	6.	
640	101	—	1	741	7.	
23,384,486	116,431	—	49,793	23,550,709	8.	
225,485	7,404	—	10,044	242,933	9.	
88,348	1,450	—	82,943	172,742	10.	
26,673	2,631	—	120	29,423	11.	
20,858	2,329	—	50	23,237	12.	
461,157	6,679	—	90	467,926	13.	
1,876,221	101,367	—	36,429	2,014,017	14.	
875,971	57,790	—	60,358	994,120	15.	
2,606,701	2,042	—	34,768	2,643,511	16.	
1,741,678	10,984	—	1,836	1,754,498	17.	
67,681	1,110	—	—	68,791	18.	
5,264,244	30,791	—	3,893	5,298,928	19.	
999	142	—	1,525	2,666	20.	
11,818	—	—	—	11,818	21.	
27,509	2,194	—	51	29,754	22.	
4,206	—	—	80	4,286	23.	
7,339	32	—	—	7,371	24.	
8,569	—	—	—	8,569	25.	
655,466	8,895	—	74,771	739,132	26.	
3,631,640	40,223	—	—	3,671,863	27.	
6,479,848	6,063	—	135,774	6,621,685	28.	
2,483	91	—	16,062	18,636	29.	
292,126	3,093	—	—	295,220	30.	
3,959,366	155,392	—	—	4,114,758		
3,057,335	106,669	—	—	3,164,004		
121,540,790	1,642,366	—	1,828,493	125,011,650		

集計表2 2018年度社会保障給付費収支表 ④

(単位：百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	4,512,157	10,762,867	538,085	1.(A)
(B)組管掌健康保険	4,310,686	9,081,868	818,268	1.(B)
2.国民健康保険	2,470,438	12,560,826	599,806	2.
退職者医療制度（再掲）	—	55,563	22,614	
3.後期高齢者医療制度	—	15,595,419	445,191	3.
老人保健	—	—	—	
4.介護保険	—	10,564,893	441,421	4.
5.厚生年金保険	23,514,494	47,449,559	2,424,463	5.
6.厚生年金基金	1,148	1,017,808	△ 564,451	6.
7.石炭鉱業年金基金	—	741	△ 213	7.
8.国民年金	577,200	24,127,909	1,166,509	8.
9.国民年金基金	—	242,933	△ 36,989	9.
10.農業者年金基金	—	172,742	1,740	10.
11.船員保険	13,132	42,555	5,167	11.
12.農林漁業団体職員共済組合	—	23,237	8,285	12.
13.日本私立学校振興・共済事業団	705,837	1,173,762	145,367	13.
14.雇用保険	—	2,014,017	308,389	14.
15.労働者災害補償保険	13,083	1,007,203	161,093	15.
家族手当				
16.児童手当	—	2,643,511	281,129	16.
公務員				
17.国家公務員共済組合	2,062,364	3,816,862	82,784	17.
18.存続組合等	80,630	149,421	△ 26,251	18.
19.地方公務員等共済組合	5,379,795	10,678,723	640,979	19.
20.旧令共済組合等	—	2,666	—	20.
21.国家公務員災害補償等	—	11,818	—	21.
22.地方公務員等災害補償	—	29,754	6,631	22.
23.旧公共企業体職員業務災害	—	4,286	—	23.
24.国家公務員恩給	—	7,371	—	24.
25.地方公務員恩給	—	8,569	—	25.
公衆保健サービス				
26.公衆衛生	—	739,132	—	26.
公的扶助及び社会福祉				
27.生活保護	—	3,671,863	—	27.
28.社会福祉	—	6,621,685	—	28.
雇用対策				
29.雇用対策	—	18,636	—	29.
戦争犠牲者				
30.戦争犠牲者	—	295,220	—	30.
他の社会保障制度	—	4,114,758	62,982	
地方単独事業（再掲）	—	3,164,004	△ 0	
総 計	43,640,963	168,652,612	7,510,383	

(注)

1. 集計表2については、各制度の年報等による2018年度決算の数値を、ILO事務局『第18次社会保障費用調査』の分類に従って単純集計したものである。
2. 後期高齢者医療制度の財源のうち、後期高齢者支援金は健康保険等の「他制度への移転」として記録され、その受入は後期高齢者医療制度の「他制度からの移転」に計上される。
3. 前年度まで集計表2に含まれていた「老人保健」は、2008年の老人保健制度廃止に伴う清算事務の終了により、削除した。
4. 介護保険の第1号被保険者拠出は介護保険の拠出に含むが、第2号被保険者拠出は健康保険等の拠出に計上され、それが介護保険に移転する形で記録される（健康保険等の「他制度への移転」及び介護保険の「他制度からの移転」）。第2号被保険者拠出分を介護保険の被保険者拠出及び事業主拠出に再集計した集計結果は、巻末参考資料4、第16表（ホームページ掲載）を参照のこと。
5. 厚生年金保険及び国民年金の「資産収入」は、厚生労働省『平成30年度 年金積立金の運用状況について』中、年金積立金の運用実績を参照して計上している。
6. 厚生年金基金の年金額には代行部分を含む。
7. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
8. 国民年金の第2号被保険者拠出は被用者年金保険料と併せて徴収されるが、うち基礎年金部分については、被用者保険から国民年金に移転する形で記録される（被用者保険の「他制度への移転」及び国民年金の「他制度からの移転」）。
9. 農林漁業団体職員共済組合は、2002年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
10. 2015年10月に共済年金が厚生年金に統一されたことに伴って創設された退職等年金給付及びその保険料、経過的長期給付は、各共済組合の収支表に計上されている。
11. 1997年4月より旧公共企業体職員共済組合は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金保険に統合されたが、一部年金給付については、存続組合等に引き継がれている。
12. 国家公務員災害補償等には、一般職の国家公務員を対象とする国家公務員災害補償以外に、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が含まれる。
13. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
14. 雇用保険は労働保険特別会計雇用勘定を、雇用対策は一般財源の収支を集計の対象としている。
15. 他の社会保障制度には、地方単独事業、医薬品副作用被害救済制度、生物由来製品感染被害救済制度、中小企業退職金共済制度、社会福祉施設職員等退職手当共済制度等、高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業等を含む。各制度の数値は巻末参考資料4、第15表（ホームページ掲載）を参照のこと。地方単独事業には、原則として法令に基づき事業の実施が義務づけられることが明らかな事業を計上している。ただし、例外として、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。
16. 表頭の「家族手当」には、児童手当のほか、「28.社会福祉」中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
17. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。
18. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

備考 社会保障給付費収支表の項目説明

1. 収入項目

本公表資料における「社会保障財源」とは収入のうち「他制度からの移転」を除く「小計」を指す。

- (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
- (2) その他：積立金より受入等。
- (3) 他制度からの移転：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、厚生年金交付金、介護給付費交付金等。

2. 支出項目

本公表資料における「社会保障給付費」とは支出のうち「管理費」「運用損失」「その他」「他制度への移転」を除く「給付一計」を指す。

- (1) 管理費：業務取扱費、総務費、事務所費、日本年金機構運営費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他：施設整備費等。
- (4) 他制度への移転：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金、介護納付金等。

3. 収支差

「収入－収入合計」と「支出－支出合計」の差額が「収支差」である。

4. 部門別分類との対応関係

部門別分類は集計表2を基に再集計したものである。部門別「医療」は本表の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は本表の「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」は本表の「給付」のうち上記以外の項目の計である。

Ⅲ 時 系 列 表

第1表 政策分野別社会支出の推移（1980～2018年度）

（単位：億円）

年度	社 会 支 出									
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野
1980(昭和55)	256,621	74,875	25,218	15,568	111,627	11,539	—	12,200	601	4,992
1981(56)	286,117	86,999	28,272	17,339	120,826	12,460	—	14,022	690	5,510
1982(57)	309,582	97,121	30,214	17,886	129,970	13,113	—	14,829	775	5,676
1983(58)	332,158	106,479	31,064	18,550	140,753	13,185	—	15,342	855	5,931
1984(59)	348,356	115,563	32,334	19,087	145,313	13,238	—	15,685	937	6,199
1985(60)	369,050	127,970	33,894	19,642	152,953	14,054	—	13,349	993	6,195
1986(61)	399,327	143,962	35,951	21,077	162,736	14,136	—	14,508	1,017	5,941
1987(62)	422,599	153,303	37,923	22,261	172,379	14,511	—	15,540	1,034	5,648
1988(63)	441,735	162,809	38,920	22,709	180,673	14,608	—	15,463	1,036	5,516
1989(平成元)	467,785	175,917	40,449	24,071	190,439	14,969	—	15,627	1,041	5,272
1990(2)	510,236	189,175	42,195	25,215	202,619	15,740	14,691	14,423	1,026	5,153
1991(3)	544,804	202,430	44,272	27,222	218,394	16,640	14,992	14,680	1,027	5,149
1992(4)	585,206	218,333	46,586	28,328	233,049	21,756	14,005	17,087	1,048	5,014
1993(5)	623,820	232,920	48,609	29,631	248,363	22,438	14,829	20,668	1,115	5,247
1994(6)	660,818	250,669	50,982	30,590	259,571	22,321	15,694	22,776	1,207	7,008
1995(7)	695,297	274,065	53,521	32,991	263,004	21,801	15,685	25,618	1,275	7,338
1996(8)	712,140	287,636	54,813	33,138	263,004	24,467	16,671	25,468	1,376	5,567
1997(9)	742,096	303,431	54,791	33,535	275,870	24,437	16,520	26,228	1,496	5,787
1998(10)	769,707	318,311	56,525	39,623	279,425	24,914	13,673	29,476	1,615	6,147
1999(11)	809,746	343,849	58,227	36,650	289,892	27,984	14,291	30,529	1,802	6,520
2000(12)	830,559	367,141	59,617	36,139	286,259	28,824	14,196	29,409	2,007	6,967
2001(13)	863,893	388,057	60,918	37,956	291,592	31,467	14,316	29,825	2,240	7,522
2002(14)	879,513	410,607	61,747	35,397	288,606	32,876	12,289	27,365	2,521	8,105
2003(15)	885,092	418,267	62,557	37,155	290,007	33,117	12,138	20,378	2,823	8,650
2004(16)	898,881	428,636	63,386	36,599	295,649	35,700	11,506	15,144	3,073	9,188
2005(17)	919,898	442,758	64,642	35,292	307,606	37,536	4,366	14,165	4,290	9,242
2006(18)	933,341	453,077	65,350	38,447	309,251	36,763	4,224	13,242	3,621	9,364
2007(19)	957,418	464,468	66,200	40,543	319,288	36,777	4,117	12,488	3,762	9,775
2008(20)	982,596	479,556	66,800	42,783	324,911	38,310	5,330	10,842	3,980	10,085
2009(21)	1,051,803	511,989	67,521	46,465	337,965	39,976	14,398	16,886	4,570	12,032
2010(22)	1,082,060	514,971	68,023	44,857	352,533	56,722	14,211	12,912	5,129	12,701
2011(23)	1,107,520	518,884	68,103	46,376	357,894	59,038	15,274	12,538	5,470	23,944
2012(24)	1,115,054	533,538	67,904	48,440	365,629	56,963	9,465	11,797	5,735	15,582
2013(25)	1,132,325	543,580	67,514	49,928	373,221	57,772	8,809	10,734	5,876	14,890
2014(26)	1,145,708	545,745	66,759	50,861	380,062	61,624	8,164	9,591	5,929	16,973
2015(27)	1,207,639	557,110	66,792	55,596	409,950	76,022	8,049	9,285	6,228	18,608
2016(28)	1,221,793	560,867	65,793	56,980	411,682	80,412	7,841	8,649	6,093	23,475
2017(29)	1,241,845	569,397	65,618	58,923	418,871	86,451	8,141	8,430	6,131	19,881
2018(30)	1,254,294	576,766	65,074	60,810	421,870	90,547	8,376	8,535	6,084	16,231

（注）

1. 本表はOECD社会支出の基準に従い算出したものである。
2. 1980から2010年度までの「保健」は、OECD Health Statisticsの公的保健医療支出から介護保険サービスと補装具費等を除いて集計している。2011年度以降は国立社会保障・人口問題研究所による集計である。
3. 「積極的労働市場政策」は、2004年度までは予算ベースであるのに対し、2005年度からは決算ベースであるため年次推移をみる際には注意が必要である。
4. 2010年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
5. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
6. 2015年度に子ども・子育て支援新制度が施行されたことを契機として、「家族」のうち就学前教育・保育の集計方法を変更している。具体的には、2004年度から2014年度の公立保育所運営費及び1992年度から2014年度の就学前教育は推計値を用いていたが、2015年度以降は、決算値を用いて集計している。
7. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。
8. 政策分野別の項目説明は、56-68頁参照。

第2表 政策分野別社会支出の推移（対国内総生産比）（1980～2018年度）

（単位：％）

年度	社 会 支 出										国内総生産 (億円)
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、 傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野	
1980(昭和55)	10.33	3.01	1.02	0.63	4.49	0.46	—	0.49	0.02	0.20	2,483,759
1981(56)	10.81	3.29	1.07	0.66	4.57	0.47	—	0.53	0.03	0.21	2,646,417
1982(57)	11.21	3.52	1.09	0.65	4.71	0.47	—	0.54	0.03	0.21	2,761,628
1983(58)	11.50	3.69	1.08	0.64	4.87	0.46	—	0.53	0.03	0.21	2,887,727
1984(59)	11.30	3.75	1.05	0.62	4.71	0.43	—	0.51	0.03	0.20	3,082,384
1985(60)	11.17	3.87	1.03	0.59	4.63	0.43	—	0.40	0.03	0.19	3,303,968
1986(61)	11.67	4.21	1.05	0.62	4.75	0.41	—	0.42	0.03	0.17	3,422,664
1987(62)	11.66	4.23	1.05	0.61	4.76	0.40	—	0.43	0.03	0.16	3,622,967
1988(63)	11.39	4.20	1.00	0.59	4.66	0.38	—	0.40	0.03	0.14	3,876,856
1989(平成元)	11.25	4.23	0.97	0.58	4.58	0.36	—	0.38	0.03	0.13	4,158,852
1990(2)	11.30	4.19	0.93	0.56	4.49	0.35	0.33	0.32	0.02	0.11	4,516,830
1991(3)	11.50	4.27	0.93	0.57	4.61	0.35	0.32	0.31	0.02	0.11	4,736,076
1992(4)	12.11	4.52	0.96	0.59	4.82	0.45	0.29	0.35	0.02	0.10	4,832,556
1993(5)	12.93	4.83	1.01	0.61	5.15	0.46	0.31	0.43	0.02	0.11	4,826,076
1994(6)	13.14	4.99	1.01	0.61	5.16	0.44	0.31	0.45	0.02	0.14	5,027,512
1995(7)	13.47	5.31	1.04	0.64	5.09	0.42	0.30	0.50	0.02	0.14	5,162,017
1996(8)	13.47	5.44	1.04	0.63	4.97	0.46	0.32	0.48	0.03	0.11	5,288,425
1997(9)	13.91	5.69	1.03	0.63	5.17	0.46	0.31	0.49	0.03	0.11	5,333,934
1998(10)	14.63	6.05	1.07	0.75	5.31	0.47	0.26	0.56	0.03	0.12	5,260,040
1999(11)	15.51	6.59	1.12	0.70	5.55	0.54	0.27	0.58	0.03	0.12	5,219,238
2000(12)	15.72	6.95	1.13	0.68	5.42	0.55	0.27	0.56	0.04	0.13	5,284,466
2001(13)	16.64	7.47	1.17	0.73	5.62	0.61	0.28	0.57	0.04	0.14	5,191,891
2002(14)	17.08	7.98	1.20	0.69	5.61	0.64	0.24	0.53	0.05	0.16	5,148,545
2003(15)	17.10	8.08	1.21	0.72	5.60	0.64	0.23	0.39	0.05	0.17	5,177,195
2004(16)	17.24	8.22	1.22	0.70	5.67	0.68	0.22	0.29	0.06	0.18	5,213,485
2005(17)	17.50	8.42	1.23	0.67	5.85	0.71	0.08	0.27	0.08	0.18	5,256,427
2006(18)	17.64	8.56	1.24	0.73	5.85	0.69	0.08	0.25	0.07	0.18	5,290,335
2007(19)	18.03	8.75	1.25	0.76	6.01	0.69	0.08	0.24	0.07	0.18	5,309,229
2008(20)	19.29	9.41	1.31	0.84	6.38	0.75	0.10	0.21	0.08	0.20	5,094,820
2009(21)	21.38	10.41	1.37	0.94	6.87	0.81	0.29	0.34	0.09	0.24	4,919,570
2010(22)	21.67	10.31	1.36	0.90	7.06	1.14	0.28	0.26	0.10	0.25	4,994,289
2011(23)	22.42	10.50	1.38	0.94	7.24	1.19	0.31	0.25	0.11	0.48	4,940,425
2012(24)	22.56	10.79	1.37	0.98	7.40	1.15	0.19	0.24	0.12	0.32	4,943,698
2013(25)	22.32	10.72	1.33	0.98	7.36	1.14	0.17	0.21	0.12	0.29	5,072,552
2014(26)	22.11	10.53	1.29	0.98	7.33	1.19	0.16	0.19	0.11	0.33	5,182,352
2015(27)	22.67	10.46	1.25	1.04	7.69	1.43	0.15	0.17	0.12	0.35	5,327,860
2016(28)	22.76	10.45	1.23	1.06	7.67	1.50	0.15	0.16	0.11	0.44	5,368,508
2017(29)	22.68	10.40	1.20	1.08	7.65	1.58	0.15	0.15	0.11	0.36	5,475,860
2018(30)	22.87	10.52	1.19	1.11	7.69	1.65	0.15	0.16	0.11	0.30	5,483,670

（注） 第1表に同じ。

（資料） 国内総生産は、内閣府の各年版「国民経済計算年報」による。

第3表 社会支出・国内総生産の対前年度伸び率の推移（1981～2018年度）

（単位：％）

年度	社 会 支 出										国内総生産
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野	
1981(昭和56)	11.5	16.2	12.1	11.4	8.2	8.0	—	14.9	14.7	10.4	6.5
1982(57)	8.2	11.6	6.9	3.2	7.6	5.2	—	5.8	12.4	3.0	4.4
1983(58)	7.3	9.6	2.8	3.7	8.3	0.6	—	3.5	10.3	4.5	4.6
1984(59)	4.9	8.5	4.1	2.9	3.2	0.4	—	2.2	9.6	4.5	6.7
1985(60)	5.9	10.7	4.8	2.9	5.3	6.2	—	△ 14.9	6.0	△ 0.1	7.2
1986(61)	8.2	12.5	6.1	7.3	6.4	0.6	—	8.7	2.5	△ 4.1	3.6
1987(62)	5.8	6.5	5.5	5.6	5.9	2.7	—	7.1	1.7	△ 4.9	5.9
1988(63)	4.5	6.2	2.6	2.0	4.8	0.7	—	△ 0.5	0.2	△ 2.3	7.0
1989(平成元)	5.9	8.1	3.9	6.0	5.4	2.5	—	1.1	0.5	△ 4.4	7.3
1990(2)	9.1	7.5	4.3	4.8	6.4	5.1	—	△ 7.7	△ 1.5	△ 2.2	8.6
1991(3)	6.8	7.0	4.9	8.0	7.8	5.7	2.0	1.8	0.1	△ 0.1	4.9
1992(4)	7.4	7.9	5.2	4.1	6.7	30.7	△ 6.6	16.4	2.1	△ 2.6	2.0
1993(5)	6.6	6.7	4.3	4.6	6.6	3.1	5.9	21.0	6.4	4.7	△ 0.1
1994(6)	5.9	7.6	4.9	3.2	4.5	△ 0.5	5.8	10.2	8.2	33.6	4.2
1995(7)	5.2	9.3	5.0	7.8	1.3	△ 2.3	△ 0.1	12.5	5.7	4.7	2.7
1996(8)	2.4	5.0	2.4	0.4	0.0	12.2	6.3	△ 0.6	7.9	△ 24.1	2.4
1997(9)	4.2	5.5	△ 0.0	1.2	4.9	△ 0.1	△ 0.9	3.0	8.7	4.0	0.9
1998(10)	3.7	4.9	3.2	18.2	1.3	1.9	△ 17.2	12.4	7.9	6.2	△ 1.4
1999(11)	5.2	8.0	3.0	△ 7.5	3.7	12.3	4.5	3.6	11.6	6.1	△ 0.8
2000(12)	2.6	6.8	2.4	△ 1.4	△ 1.3	3.0	△ 0.7	△ 3.7	11.3	6.8	1.2
2001(13)	4.0	5.7	2.2	5.0	1.9	9.2	0.8	1.4	11.6	8.0	△ 1.8
2002(14)	1.8	5.8	1.4	△ 6.7	△ 1.0	4.5	△ 14.2	△ 8.2	12.6	7.8	△ 0.8
2003(15)	0.6	1.9	1.3	5.0	0.5	0.7	△ 1.2	△ 25.5	11.9	6.7	0.6
2004(16)	1.6	2.5	1.3	△ 1.5	1.9	7.8	△ 5.2	△ 25.7	8.9	6.2	0.7
2005(17)	2.3	3.3	2.0	△ 3.6	4.0	5.1	△ 62.1	△ 6.5	39.6	0.6	0.8
2006(18)	1.5	2.3	1.1	8.9	0.5	△ 2.1	△ 3.2	△ 6.5	△ 15.6	1.3	0.6
2007(19)	2.6	2.5	1.3	5.4	3.2	0.0	△ 2.5	△ 5.7	3.9	4.4	0.4
2008(20)	2.6	3.2	0.9	5.5	1.8	4.2	29.4	△ 13.2	5.8	3.2	△ 4.0
2009(21)	7.0	6.8	1.1	8.6	4.0	4.3	170.2	55.8	14.8	19.3	△ 3.4
2010(22)	2.9	0.6	0.7	△ 3.5	4.3	41.9	△ 1.3	△ 23.5	12.2	5.6	1.5
2011(23)	2.4	0.8	0.1	3.4	1.5	4.1	7.5	△ 2.9	6.6	88.5	△ 1.1
2012(24)	0.7	2.8	△ 0.3	4.5	2.2	△ 3.5	△ 38.0	△ 5.9	4.9	△ 34.9	0.1
2013(25)	1.5	1.9	△ 0.6	3.1	2.1	1.4	△ 6.9	△ 9.0	2.5	△ 4.4	2.6
2014(26)	1.2	0.4	△ 1.1	1.9	1.8	6.7	△ 7.3	△ 10.7	0.9	14.0	2.2
2015(27)	5.4	2.1	0.0	9.3	7.9	23.4	△ 1.4	△ 3.2	5.0	9.6	2.8
2016(28)	1.2	0.7	△ 1.5	2.5	0.4	5.8	△ 2.6	△ 6.8	△ 2.2	26.2	0.8
2017(29)	1.6	1.5	△ 0.3	3.4	1.7	7.5	3.8	△ 2.5	0.6	△ 15.3	2.0
2018(30)	1.0	1.3	△ 0.8	3.2	0.7	4.7	2.9	1.2	△ 0.8	△ 18.4	0.1

（注） 第1表に同じ。
（資料） 国内総生産は、第2表に同じ。

第4表 1人当たり社会支出と1人当たり国内総生産の推移（1980～2018年度）

年度	1人当たり社会支出		1人当たり国内総生産	
	実額（千円）	指数 1980年=100	実額（千円）	指数 1980年=100
1980(昭和55)	219.2	100.0	2,121.8	100.0
1981(56)	242.7	110.7	2,244.6	105.8
1982(57)	260.7	118.9	2,326.0	109.6
1983(58)	277.9	126.8	2,415.8	113.9
1984(59)	289.6	132.1	2,562.1	120.8
1985(60)	304.9	139.1	2,729.4	128.6
1986(61)	328.2	149.7	2,813.3	132.6
1987(62)	345.7	157.7	2,963.8	139.7
1988(63)	359.9	164.2	3,158.5	148.9
1989(平成元)	379.7	173.2	3,375.6	159.1
1990(2)	412.8	188.3	3,654.1	172.2
1991(3)	439.0	200.3	3,816.3	179.9
1992(4)	469.8	214.3	3,879.5	182.8
1993(5)	499.3	227.8	3,862.8	182.1
1994(6)	527.5	240.6	4,013.5	189.2
1995(7)	553.7	252.6	4,110.9	193.7
1996(8)	565.8	258.1	4,201.9	198.0
1997(9)	588.2	268.3	4,228.0	199.3
1998(10)	608.6	277.6	4,159.1	196.0
1999(11)	639.3	291.6	4,120.4	194.2
2000(12)	654.4	298.5	4,163.4	196.2
2001(13)	678.5	309.5	4,078.0	192.2
2002(14)	689.9	314.7	4,038.5	190.3
2003(15)	693.1	316.2	4,054.4	191.1
2004(16)	703.4	320.9	4,079.8	192.3
2005(17)	720.0	328.4	4,114.0	193.9
2006(18)	729.7	332.9	4,136.3	194.9
2007(19)	747.8	341.1	4,146.8	195.4
2008(20)	767.1	349.9	3,977.7	187.5
2009(21)	821.5	374.7	3,842.5	181.1
2010(22)	845.0	385.4	3,900.1	183.8
2011(23)	866.4	395.2	3,864.7	182.1
2012(24)	873.9	398.6	3,874.6	182.6
2013(25)	888.7	405.4	3,981.2	187.6
2014(26)	900.5	410.7	4,073.0	192.0
2015(27)	950.2	433.4	4,192.0	197.6
2016(28)	962.5	439.1	4,229.4	199.3
2017(29)	980.1	447.1	4,321.7	203.7
2018(30)	992.0	452.5	4,336.9	204.4

(注) 第1表に同じ。
(資料) 国内総生産は、第2表に同じ。

第5表 政策分野別社会支出の国際比較 (2013～2018年度)

年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)
日本 (単位：百万円)	113,232,504	114,570,762	120,763,943	122,179,255	124,184,541	125,429,435
高齢	54,358,017	54,574,505	55,711,015	56,086,661	56,939,750	57,676,633
遺族	6,751,439	6,675,895	6,679,213	6,579,339	6,561,828	6,507,395
障害、業務災害、傷病	4,992,772	5,086,071	5,559,571	5,697,977	5,892,287	6,081,045
保健	37,322,094	38,006,218	40,995,032	41,168,219	41,887,098	42,186,965
家族	5,777,205	6,162,437	7,602,233	8,041,215	8,645,141	9,054,738
積極的労働市場政策	880,911	816,398	804,869	784,120	814,129	837,631
失業	1,073,404	959,065	928,490	864,941	843,023	853,522
住宅	587,615	592,865	622,753	609,325	613,141	608,396
他の政策分野	1,489,046	1,697,308	1,860,766	2,347,458	1,988,144	1,623,109
アメリカ (単位：百万ドル)	3,130,610	4,258,595	4,467,112	4,654,234	4,800,309	—
高齢	1,038,321	1,094,292	1,151,476	1,210,500	1,250,995	—
遺族	114,405	116,406	118,715	119,490	120,609	—
障害、業務災害、傷病	227,175	229,223	231,153	230,380	230,295	—
保健	1,356,822	2,450,301	2,606,486	2,732,137	2,834,814	—
家族	110,915	111,786	115,197	117,882	120,674	—
積極的労働市場政策	19,895	19,789	18,853	19,304	20,242	—
失業	70,482	45,934	35,598	35,895	34,486	—
住宅	45,604	46,600	46,745	48,003	48,920	—
他の政策分野	146,992	144,264	142,889	140,644	139,274	—
イギリス (単位：百万ポンド)	415,378	422,783	429,091	433,221	440,267	—
高齢	131,693	136,054	138,523	135,783	137,830	—
遺族	974	978	966	879	805	—
障害、業務災害、傷病	36,498	35,751	37,198	38,652	40,995	—
保健	136,551	142,999	145,784	151,831	155,565	—
家族	65,832	65,373	66,575	66,861	66,745	—
積極的労働市場政策	4,068	3,996	3,590	3,457	3,249	—
失業	7,736	5,790	5,187	5,136	4,886	—
住宅	29,583	29,560	29,271	28,592	28,044	—
他の政策分野	2,443	2,282	1,996	2,029	2,148	—
ドイツ (単位：百万ユーロ)	765,390	792,780	828,636	866,641	900,398	—
高齢	232,543	240,652	252,435	262,796	272,949	—
遺族	54,112	54,995	55,728	57,228	58,835	—
障害、業務災害、傷病	98,878	101,400	107,302	113,782	122,320	—
保健	247,363	259,022	270,589	281,490	291,492	—
家族	63,890	66,578	69,924	74,110	78,033	—
積極的労働市場政策	18,132	19,128	19,165	19,667	21,351	—
失業	29,075	28,460	27,810	27,364	27,838	—
住宅	16,562	16,759	16,848	17,299	18,175	—
他の政策分野	4,835	5,786	8,835	12,905	9,405	—
フランス (単位：百万ユーロ)	677,650	695,307	704,882	—	—	—
高齢	267,731	273,668	278,533	—	—	—
遺族	37,095	37,504	37,675	—	—	—
障害、業務災害、傷病	38,056	39,035	39,636	—	—	—
保健	184,791	190,677	193,178	—	—	—
家族	63,188	64,290	64,416	—	—	—
積極的労働市場政策	18,118	19,672	19,914	—	—	—
失業	34,459	34,949	35,556	—	—	—
住宅	17,700	17,989	18,134	—	—	—
他の政策分野	16,512	17,523	17,841	—	—	—
スウェーデン (単位：百万クローネ)	1,048,879	1,079,262	1,132,743	1,192,381	1,223,658	—
高齢	360,728	366,849	381,367	402,222	420,628	—
遺族	14,907	14,060	13,481	12,992	12,598	—
障害、業務災害、傷病	176,274	180,760	190,871	192,670	195,748	—
保健	247,173	259,300	272,990	284,771	298,138	—
家族	137,374	142,505	148,565	155,659	158,037	—
積極的労働市場政策	51,039	52,414	53,143	51,414	57,294	—
失業	17,475	15,259	13,913	14,246	13,860	—
住宅	17,317	18,291	18,614	18,307	18,269	—
他の政策分野	26,592	29,824	39,799	60,100	49,086	—

(注) アメリカについては、2014年にいわゆるオバマケア (Patient Protection and Affordable Care Act) が施行され、個人に対し医療保険への加入が原則義務化されたことに伴い、それまで任意私的支出 (Voluntary Private Expenditure) とされてきた民間の医療保険支出が、義務私的支出 (Mandatory Private Expenditure) として社会支出に計上されることになった。そのため、2013年度と2014年度の間で段差が生じている。

(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database (令和2年6月29日時点の暫定値) による。

第6表 政策分野別社会支出の国際比較（構成割合）（2013～2018年度）

（単位：%）

年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢	48.0	47.6	46.1	45.9	45.9	46.0
遺族	6.0	5.8	5.5	5.4	5.3	5.2
障害、業務災害、傷病	4.4	4.4	4.6	4.7	4.7	4.8
保健	33.0	33.2	33.9	33.7	33.7	33.6
家族	5.1	5.4	6.3	6.6	7.0	7.2
積極的労働市場政策	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7
失業	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
住宅	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
他の政策分野	1.3	1.5	1.5	1.9	1.6	1.3
アメリカ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
高齢	33.2	25.7	25.8	26.0	26.1	—
遺族	3.7	2.7	2.7	2.6	2.5	—
障害、業務災害、傷病	7.3	5.4	5.2	4.9	4.8	—
保健	43.3	57.5	58.3	58.7	59.1	—
家族	3.5	2.6	2.6	2.5	2.5	—
積極的労働市場政策	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	—
失業	2.3	1.1	0.8	0.8	0.7	—
住宅	1.5	1.1	1.0	1.0	1.0	—
他の政策分野	4.7	3.4	3.2	3.0	2.9	—
イギリス	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
高齢	31.7	32.2	32.3	31.3	31.3	—
遺族	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—
障害、業務災害、傷病	8.8	8.5	8.7	8.9	9.3	—
保健	32.9	33.8	34.0	35.0	35.3	—
家族	15.8	15.5	15.5	15.4	15.2	—
積極的労働市場政策	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	—
失業	1.9	1.4	1.2	1.2	1.1	—
住宅	7.1	7.0	6.8	6.6	6.4	—
他の政策分野	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	—
ドイツ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
高齢	30.4	30.4	30.5	30.3	30.3	—
遺族	7.1	6.9	6.7	6.6	6.5	—
障害、業務災害、傷病	12.9	12.8	12.9	13.1	13.6	—
保健	32.3	32.7	32.7	32.5	32.4	—
家族	8.3	8.4	8.4	8.6	8.7	—
積極的労働市場政策	2.4	2.4	2.3	2.3	2.4	—
失業	3.8	3.6	3.4	3.2	3.1	—
住宅	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	—
他の政策分野	0.6	0.7	1.1	1.5	1.0	—
フランス	100.0	100.0	100.0	—	—	—
高齢	39.5	39.4	39.5	—	—	—
遺族	5.5	5.4	5.3	—	—	—
障害、業務災害、傷病	5.6	5.6	5.6	—	—	—
保健	27.3	27.4	27.4	—	—	—
家族	9.3	9.2	9.1	—	—	—
積極的労働市場政策	2.7	2.8	2.8	—	—	—
失業	5.1	5.0	5.0	—	—	—
住宅	2.6	2.6	2.6	—	—	—
他の政策分野	2.4	2.5	2.5	—	—	—
スウェーデン	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
高齢	34.4	34.0	33.7	33.7	34.4	—
遺族	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	—
障害、業務災害、傷病	16.8	16.7	16.9	16.2	16.0	—
保健	23.6	24.0	24.1	23.9	24.4	—
家族	13.1	13.2	13.1	13.1	12.9	—
積極的労働市場政策	4.9	4.9	4.7	4.3	4.7	—
失業	1.7	1.4	1.2	1.2	1.1	—
住宅	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5	—
他の政策分野	2.5	2.8	3.5	5.0	4.0	—

（注） 第5表に同じ。

（出所） 諸外国の構成割合は、OECD Social Expenditure Database（令和2年6月29日時点の暫定値）に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が作成。

第7表 政策分野別社会支出の国際比較（対国内総生産比）（2013～2018年度）

（単位：%）

年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)
日本	22.32	22.11	22.67	22.76	22.68	22.87
高齢	10.72	10.53	10.46	10.45	10.40	10.52
遺族	1.33	1.29	1.25	1.23	1.20	1.19
障害、業務災害、傷病	0.98	0.98	1.04	1.06	1.08	1.11
保健	7.36	7.33	7.69	7.67	7.65	7.69
家族	1.14	1.19	1.43	1.50	1.58	1.65
積極的労働市場政策	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15
失業	0.21	0.19	0.17	0.16	0.15	0.16
住宅	0.12	0.11	0.12	0.11	0.11	0.11
他の政策分野	0.29	0.33	0.35	0.44	0.36	0.30
アメリカ	18.82	24.56	24.76	25.04	24.88	—
高齢	6.24	6.31	6.38	6.51	6.48	—
遺族	0.69	0.67	0.66	0.64	0.63	—
障害、業務災害、傷病	1.37	1.32	1.28	1.24	1.19	—
保健	8.16	14.13	14.44	14.70	14.70	—
家族	0.67	0.64	0.64	0.63	0.63	—
積極的労働市場政策	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	—
失業	0.42	0.26	0.20	0.19	0.18	—
住宅	0.27	0.27	0.26	0.26	0.25	—
他の政策分野	0.88	0.83	0.79	0.76	0.72	—
イギリス	23.05	22.54	22.16	21.50	21.07	—
高齢	7.31	7.25	7.15	6.74	6.60	—
遺族	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	—
障害、業務災害、傷病	2.03	1.91	1.92	1.92	1.96	—
保健	7.58	7.62	7.53	7.54	7.44	—
家族	3.65	3.49	3.44	3.32	3.19	—
積極的労働市場政策	0.23	0.21	0.19	0.17	0.16	—
失業	0.43	0.31	0.27	0.25	0.23	—
住宅	1.64	1.58	1.51	1.42	1.34	—
他の政策分野	0.14	0.12	0.10	0.10	0.10	—
ドイツ	27.23	27.08	27.35	27.65	27.75	—
高齢	8.27	8.22	8.33	8.39	8.41	—
遺族	1.92	1.88	1.84	1.83	1.81	—
障害、業務災害、傷病	3.52	3.46	3.54	3.63	3.77	—
保健	8.80	8.85	8.93	8.98	8.98	—
家族	2.27	2.27	2.31	2.36	2.40	—
積極的労働市場政策	0.64	0.65	0.63	0.63	0.66	—
失業	1.03	0.97	0.92	0.87	0.86	—
住宅	0.59	0.57	0.56	0.55	0.56	—
他の政策分野	0.17	0.20	0.29	0.41	0.29	—
フランス	32.01	32.34	32.06	—	—	—
高齢	12.65	12.73	12.67	—	—	—
遺族	1.75	1.74	1.71	—	—	—
障害、業務災害、傷病	1.80	1.82	1.80	—	—	—
保健	8.73	8.87	8.79	—	—	—
家族	2.98	2.99	2.93	—	—	—
積極的労働市場政策	0.86	0.92	0.91	—	—	—
失業	1.63	1.63	1.62	—	—	—
住宅	0.84	0.84	0.82	—	—	—
他の政策分野	0.78	0.82	0.81	—	—	—
スウェーデン	27.44	27.03	26.59	27.01	26.46	—
高齢	9.44	9.19	8.95	9.11	9.09	—
遺族	0.39	0.35	0.32	0.29	0.27	—
障害、業務災害、傷病	4.61	4.53	4.48	4.36	4.23	—
保健	6.47	6.49	6.41	6.45	6.45	—
家族	3.59	3.57	3.49	3.53	3.42	—
積極的労働市場政策	1.34	1.31	1.25	1.16	1.24	—
失業	0.46	0.38	0.33	0.32	0.30	—
住宅	0.45	0.46	0.44	0.41	0.39	—
他の政策分野	0.70	0.75	0.93	1.36	1.06	—

（注） 第5表に同じ。

（出所） 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database（令和2年6月29日時点の暫定値）、国内総生産は、OECD Annual National Accounts Database（令和2年6月11日閲覧）に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が作成。

第8表 社会保障給付費の部門別推移（1950～2018年度）

年度	社会保険給付費（億円）					構成割合（%）				
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策
1950(昭和25)	1,261	646		615	—	100.0	51.2		48.8	—
1955(30)	3,893	1,919		1,974	—	100.0	49.3		50.7	—
1960(35)	6,553	2,942		3,611	—	100.0	44.9		55.1	—
1965(40)	16,037	9,137	3,508	3,392	—	100.0	57.0	21.9	21.2	—
1966(41)	18,670	10,766	4,199	3,705	—	100.0	57.7	22.5	19.8	—
1967(42)	21,644	12,583	4,947	4,114	—	100.0	58.1	22.9	19.0	—
1968(43)	25,096	14,679	5,835	4,582	—	100.0	58.5	23.3	18.3	—
1969(44)	28,775	17,025	6,688	5,061	—	100.0	59.2	23.2	17.6	—
1970(45)	35,239	20,758	8,562	5,920	—	100.0	58.9	24.3	16.8	—
1971(46)	40,296	22,575	9,732	7,990	—	100.0	56.0	24.2	19.8	—
1972(47)	49,889	28,195	11,703	9,990	—	100.0	56.5	23.5	20.0	—
1973(48)	62,640	34,390	16,218	12,033	—	100.0	54.9	25.9	19.2	—
1974(49)	90,437	47,375	26,139	16,923	—	100.0	52.4	28.9	18.7	—
1975(50)	118,192	57,321	38,047	22,825	—	100.0	48.5	32.2	19.3	—
1976(51)	145,796	68,320	52,548	24,928	—	100.0	46.9	36.0	17.1	—
1977(52)	169,883	76,497	64,903	28,483	—	100.0	45.0	38.2	16.8	—
1978(53)	198,965	89,420	77,336	32,209	—	100.0	44.9	38.9	16.2	—
1979(54)	221,040	98,007	88,710	34,323	—	100.0	44.3	40.1	15.5	—
1980(55)	249,016	107,598	103,330	38,089	—	100.0	43.2	41.5	15.3	—
1981(56)	277,130	115,536	119,122	42,471	—	100.0	41.7	43.0	15.3	—
1982(57)	300,973	124,447	131,992	44,534	—	100.0	41.3	43.9	14.8	—
1983(58)	319,733	131,319	142,563	45,852	—	100.0	41.1	44.6	14.3	—
1984(59)	336,396	136,379	152,877	47,141	—	100.0	40.5	45.4	14.0	—
1985(60)	356,798	143,595	167,193	46,009	—	100.0	40.2	46.9	12.9	—
1986(61)	385,918	152,299	185,664	47,956	—	100.0	39.5	48.1	12.4	—
1987(62)	407,338	160,801	197,965	48,572	—	100.0	39.5	48.6	11.9	—
1988(63)	424,583	167,507	208,437	48,639	—	100.0	39.5	49.1	11.5	—
1989(平成元)	450,554	177,547	223,192	49,816	—	100.0	39.4	49.5	11.1	—
1990(2)	474,153	186,254	237,772	50,128	—	100.0	39.3	50.1	10.6	—
1991(3)	503,697	197,824	253,073	52,801	—	100.0	39.3	50.2	10.5	—
1992(4)	540,712	212,539	270,717	57,456	—	100.0	39.3	50.1	10.6	—
1993(5)	570,560	221,326	286,817	62,417	—	100.0	38.8	50.3	10.9	—
1994(6)	607,240	233,126	306,268	67,846	—	100.0	38.4	50.4	11.2	—
1995(7)	649,842	246,608	330,614	72,619	—	100.0	37.9	50.9	11.2	—
1996(8)	678,253	257,816	344,994	75,443	—	100.0	38.0	50.9	11.1	—
1997(9)	697,151	259,227	358,882	79,042	—	100.0	37.2	51.5	11.3	—
1998(10)	724,226	260,269	378,092	85,865	—	100.0	35.9	52.2	11.9	—
1999(11)	753,114	270,132	392,359	90,623	—	100.0	35.9	52.1	12.0	—
2000(12)	783,985	266,049	405,367	112,570	32,806	100.0	33.9	51.7	14.4	4.2
2001(13)	816,724	272,320	419,419	124,985	41,563	100.0	33.3	51.4	15.3	5.1
2002(14)	838,402	268,767	433,107	136,528	47,053	100.0	32.1	51.7	16.3	5.6
2003(15)	845,306	272,020	441,989	131,297	51,559	100.0	32.2	52.3	15.5	6.1
2004(16)	860,818	277,173	450,514	133,131	56,167	100.0	32.2	52.3	15.5	6.5
2005(17)	888,529	287,444	461,194	139,891	58,701	100.0	32.4	51.9	15.7	6.6
2006(18)	906,731	293,174	471,517	142,040	60,492	100.0	32.3	52.0	15.7	6.7
2007(19)	930,795	302,291	481,153	147,350	63,584	100.0	32.5	51.7	15.8	6.8
2008(20)	958,442	308,655	493,777	156,009	66,513	100.0	32.2	51.5	16.3	6.9
2009(21)	1,016,715	321,038	515,524	180,153	71,192	100.0	31.6	50.7	17.7	7.0
2010(22)	1,053,647	336,440	522,286	194,921	75,082	100.0	31.9	49.6	18.5	7.1
2011(23)	1,082,745	347,815	523,253	211,676	78,881	100.0	32.1	48.3	19.5	7.3
2012(24)	1,090,781	353,393	532,329	205,060	83,965	100.0	32.4	48.8	18.8	7.7
2013(25)	1,107,797	360,714	538,799	208,284	87,879	100.0	32.6	48.6	18.8	7.9
2014(26)	1,121,735	367,767	535,104	218,863	91,896	100.0	32.8	47.7	19.5	8.2
2015(27)	1,168,404	385,605	540,929	241,869	95,060	100.0	33.0	46.3	20.7	8.1
2016(28)	1,183,784	388,128	543,800	251,856	97,063	100.0	32.8	45.9	21.3	8.2
2017(29)	1,202,017	394,196	548,349	259,471	101,016	100.0	32.8	45.6	21.6	8.4
2018(30)	1,215,408	397,445	552,581	263,382	103,872	100.0	32.7	45.5	21.8	8.5

(注)
 1. 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。
 2. 部門別分類は集計表2を再集計したものである。部門別「医療」は集計表2の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」はこれら以外の項目の計である。
 3. 介護対策は、2000年度から再掲をしている。
 4. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
 5. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
 6. 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
 7. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。

第9表 社会保障給付費の部門別推移（対国内総生産比）（1951～2018年度）

（単位：％）

年度	社 会 保 障 給 付 費					国内総生産 (億円)
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策	
1951(昭和26)	2.87	1.47	1.40		—	54,815
1955(30)	4.53	2.23	2.30		—	85,979
1960(35)	3.93	1.76	2.16		—	166,806
1965(40)	4.75	2.71	1.04	1.00	—	337,653
1966(41)	4.70	2.71	1.06	0.93	—	396,989
1967(42)	4.66	2.71	1.07	0.89	—	464,454
1968(43)	4.57	2.67	1.06	0.83	—	549,470
1969(44)	4.42	2.62	1.03	0.78	—	650,614
1970(45)	4.68	2.76	1.14	0.79	—	752,985
1971(46)	4.86	2.72	1.17	0.96	—	828,993
1972(47)	5.17	2.92	1.21	1.04	—	964,863
1973(48)	5.37	2.95	1.39	1.03	—	1,167,150
1974(49)	6.53	3.42	1.89	1.22	—	1,384,511
1975(50)	7.76	3.76	2.50	1.50	—	1,523,616
1976(51)	8.51	3.99	3.07	1.46	—	1,712,934
1977(52)	8.94	4.02	3.41	1.50	—	1,900,945
1978(53)	9.54	4.29	3.71	1.54	—	2,086,022
1979(54)	9.81	4.35	3.94	1.52	—	2,252,372
1980(55)	10.03	4.33	4.16	1.53	—	2,483,759
1981(56)	10.47	4.37	4.50	1.60	—	2,646,417
1982(57)	10.90	4.51	4.78	1.61	—	2,761,628
1983(58)	11.07	4.55	4.94	1.59	—	2,887,727
1984(59)	10.91	4.42	4.96	1.53	—	3,082,384
1985(60)	10.80	4.35	5.06	1.39	—	3,303,968
1986(61)	11.28	4.45	5.42	1.40	—	3,422,664
1987(62)	11.24	4.44	5.46	1.34	—	3,622,967
1988(63)	10.95	4.32	5.38	1.25	—	3,876,856
1989(平成元)	10.83	4.27	5.37	1.20	—	4,158,852
1990(2)	10.50	4.12	5.26	1.11	—	4,516,830
1991(3)	10.64	4.18	5.34	1.11	—	4,736,076
1992(4)	11.19	4.40	5.60	1.19	—	4,832,556
1993(5)	11.82	4.59	5.94	1.29	—	4,826,076
1994(6)	12.08	4.64	6.09	1.35	—	5,027,512
1995(7)	12.59	4.78	6.40	1.41	—	5,162,017
1996(8)	12.83	4.88	6.52	1.43	—	5,288,425
1997(9)	13.07	4.86	6.73	1.48	—	5,333,934
1998(10)	13.77	4.95	7.19	1.63	—	5,260,040
1999(11)	14.43	5.18	7.52	1.74	—	5,219,238
2000(12)	14.84	5.03	7.67	2.13	0.62	5,284,466
2001(13)	15.73	5.25	8.08	2.41	0.80	5,191,891
2002(14)	16.28	5.22	8.41	2.65	0.91	5,148,545
2003(15)	16.33	5.25	8.54	2.54	1.00	5,177,195
2004(16)	16.51	5.32	8.64	2.55	1.08	5,213,485
2005(17)	16.90	5.47	8.77	2.66	1.12	5,256,427
2006(18)	17.14	5.54	8.91	2.68	1.14	5,290,335
2007(19)	17.53	5.69	9.06	2.78	1.20	5,309,229
2008(20)	18.81	6.06	9.69	3.06	1.31	5,094,820
2009(21)	20.67	6.53	10.48	3.66	1.45	4,919,570
2010(22)	21.10	6.74	10.46	3.90	1.50	4,994,289
2011(23)	21.92	7.04	10.59	4.28	1.60	4,940,425
2012(24)	22.06	7.15	10.77	4.15	1.70	4,943,698
2013(25)	21.84	7.11	10.62	4.11	1.73	5,072,552
2014(26)	21.65	7.10	10.33	4.22	1.77	5,182,352
2015(27)	21.93	7.24	10.15	4.54	1.78	5,327,860
2016(28)	22.05	7.23	10.13	4.69	1.81	5,368,508
2017(29)	21.95	7.20	10.01	4.74	1.84	5,475,860
2018(30)	22.16	7.25	10.08	4.84	1.89	5,483,670

（注） 第8表に同じ。

（資料） 国内総生産は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期遡及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55年度以降は内閣府の各年版「国民経済計算年報」による。

第10表 社会保障給付費の部門別推移（対国民所得比）（1951～2018年度）

（単位：％）

年度	社 会 保 障 給 付 費					国民所得 (億円)
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		—	44,346
1955(30)	5.58	2.75	2.83		—	69,733
1960(35)	4.86	2.18	2.68		—	134,967
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	—	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	—	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	—	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	—	437,209
1969(44)	5.52	3.27	1.28	0.97	—	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	—	610,297
1971(46)	6.11	3.43	1.48	1.21	—	659,105
1972(47)	6.40	3.62	1.50	1.28	—	779,369
1973(48)	6.54	3.59	1.69	1.26	—	958,396
1974(49)	8.04	4.21	2.32	1.50	—	1,124,716
1975(50)	9.53	4.62	3.07	1.84	—	1,239,907
1976(51)	10.38	4.87	3.74	1.78	—	1,403,972
1977(52)	10.91	4.91	4.17	1.83	—	1,557,032
1978(53)	11.58	5.21	4.50	1.88	—	1,717,785
1979(54)	12.13	5.38	4.87	1.88	—	1,822,066
1980(55)	12.21	5.28	5.07	1.87	—	2,038,787
1981(56)	13.10	5.46	5.63	2.01	—	2,116,151
1982(57)	13.67	5.65	6.00	2.02	—	2,201,314
1983(58)	13.82	5.68	6.16	1.98	—	2,312,900
1984(59)	13.84	5.61	6.29	1.94	—	2,431,172
1985(60)	13.69	5.51	6.42	1.77	—	2,605,599
1986(61)	14.40	5.68	6.93	1.79	—	2,679,415
1987(62)	14.49	5.72	7.04	1.73	—	2,810,998
1988(63)	14.03	5.53	6.89	1.61	—	3,027,101
1989(平成元)	14.04	5.53	6.96	1.55	—	3,208,020
1990(2)	13.67	5.37	6.85	1.45	—	3,468,929
1991(3)	13.65	5.36	6.86	1.43	—	3,689,316
1992(4)	14.77	5.81	7.40	1.57	—	3,660,072
1993(5)	15.62	6.06	7.85	1.71	—	3,653,760
1994(6)	16.49	6.33	8.31	1.84	—	3,683,506
1995(7)	17.17	6.52	8.74	1.92	—	3,784,796
1996(8)	17.33	6.59	8.82	1.93	—	3,913,605
1997(9)	17.95	6.67	9.24	2.03	—	3,884,837
1998(10)	19.15	6.88	10.00	2.27	—	3,782,396
1999(11)	19.98	7.17	10.41	2.40	—	3,770,032
2000(12)	20.31	6.89	10.50	2.92	0.85	3,859,685
2001(13)	21.82	7.28	11.21	3.34	1.11	3,743,078
2002(14)	22.50	7.21	11.62	3.66	1.26	3,726,487
2003(15)	22.37	7.20	11.70	3.47	1.36	3,778,505
2004(16)	22.49	7.24	11.77	3.48	1.47	3,826,715
2005(17)	22.94	7.42	11.91	3.61	1.52	3,873,699
2006(18)	23.11	7.47	12.02	3.62	1.54	3,923,519
2007(19)	23.73	7.71	12.27	3.76	1.62	3,922,831
2008(20)	26.33	8.48	13.56	4.29	1.83	3,640,510
2009(21)	28.77	9.08	14.59	5.10	2.01	3,534,135
2010(22)	29.11	9.30	14.43	5.39	2.07	3,618,953
2011(23)	30.21	9.70	14.60	5.91	2.20	3,584,147
2012(24)	30.32	9.82	14.80	5.70	2.33	3,597,799
2013(25)	29.60	9.64	14.40	5.57	2.35	3,742,271
2014(26)	29.56	9.69	14.10	5.77	2.42	3,794,509
2015(27)	29.95	9.88	13.86	6.20	2.44	3,901,683
2016(28)	30.18	9.90	13.86	6.42	2.47	3,922,435
2017(29)	29.98	9.83	13.68	6.47	2.52	4,008,779
2018(30)	30.06	9.83	13.67	6.56	2.57	4,042,622

（注） 第8表に同じ。

（資料） 国民所得は、第9表に同じ。

第11表 社会保障給付費・国内総生産・国民所得の対前年度伸び率の推移（1951～2018年度）

（単位：％）

年度	社 会 保 障 給 付 費					国内総生産	国民所得
	合計	医療	年金	福祉その他	介護対策		
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—	—	—
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		—	9.9	5.8
1960(35)	13.4	16.6	10.9		—	20.0	22.2
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	—	11.1	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	—	17.6	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	—	17.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	—	18.3	16.4
1969(44)	14.7	16.0	14.6	10.5	—	18.4	19.2
1970(45)	22.5	21.9	28.0	17.0	—	15.7	17.1
1971(46)	14.4	8.8	13.7	35.0	—	10.1	8.0
1972(47)	23.8	24.9	20.3	25.0	—	16.4	18.2
1973(48)	25.6	22.0	38.6	20.4	—	21.0	23.0
1974(49)	44.4	37.8	61.2	40.6	—	18.6	17.4
1975(50)	30.7	21.0	45.6	34.9	—	10.0	10.2
1976(51)	23.4	19.2	38.1	9.2	—	12.4	13.2
1977(52)	16.5	12.0	23.5	14.3	—	11.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.2	13.1	—	9.7	10.3
1979(54)	11.1	9.6	14.7	6.6	—	8.0	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.5	11.0	—	10.3	11.9
1981(56)	11.3	7.4	15.3	11.5	—	6.5	3.8
1982(57)	8.6	7.7	10.8	4.9	—	4.4	4.0
1983(58)	6.2	5.5	8.0	3.0	—	4.6	5.1
1984(59)	5.2	3.9	7.2	2.8	—	6.7	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.4	△ 2.4	—	7.2	7.2
1986(61)	8.2	6.1	11.0	4.2	—	3.6	2.8
1987(62)	5.6	5.6	6.6	1.3	—	5.9	4.9
1988(63)	4.2	4.2	5.3	0.1	—	7.0	7.7
1989(平成元)	6.1	6.0	7.1	2.4	—	7.3	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.5	0.6	—	8.6	8.1
1991(3)	6.2	6.2	6.4	5.3	—	4.9	6.4
1992(4)	7.3	7.4	7.0	8.8	—	2.0	△ 0.8
1993(5)	5.5	4.1	5.9	8.6	—	△ 0.1	△ 0.2
1994(6)	6.4	5.3	6.8	8.7	—	4.2	0.8
1995(7)	7.0	5.8	7.9	7.0	—	2.7	2.7
1996(8)	4.4	4.5	4.3	3.9	—	2.4	3.4
1997(9)	2.8	0.5	4.0	4.8	—	0.9	△ 0.7
1998(10)	3.9	0.4	5.4	8.6	—	△ 1.4	△ 2.6
1999(11)	4.0	3.8	3.8	5.5	—	△ 0.8	△ 0.3
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.3	24.2	—	1.2	2.4
2001(13)	4.2	2.4	3.5	11.0	26.7	△ 1.8	△ 3.0
2002(14)	2.7	△ 1.3	3.3	9.2	13.2	△ 0.8	△ 0.4
2003(15)	0.8	1.2	2.1	△ 3.8	9.6	0.6	1.4
2004(16)	1.8	1.9	1.9	1.4	8.9	0.7	1.3
2005(17)	3.2	3.7	2.4	5.1	4.5	0.8	1.2
2006(18)	2.0	2.0	2.2	1.5	3.1	0.6	1.3
2007(19)	2.7	3.1	2.0	3.7	5.1	0.4	△ 0.0
2008(20)	3.0	2.1	2.6	5.9	4.6	△ 4.0	△ 7.2
2009(21)	6.1	4.0	4.4	15.5	7.0	△ 3.4	△ 2.9
2010(22)	3.6	4.8	1.3	8.2	5.5	1.5	2.4
2011(23)	2.8	3.4	0.2	8.6	5.1	△ 1.1	△ 1.0
2012(24)	0.7	1.6	1.7	△ 3.1	6.4	0.1	0.4
2013(25)	1.6	2.1	1.2	1.6	4.7	2.6	4.0
2014(26)	1.3	2.0	△ 0.7	5.1	4.6	2.2	1.4
2015(27)	4.2	4.9	1.1	10.5	3.4	2.8	2.8
2016(28)	1.3	0.7	0.5	4.1	2.1	0.8	0.5
2017(29)	1.5	1.6	0.8	3.0	4.1	2.0	2.2
2018(30)	1.1	0.8	0.8	2.3	2.8	0.1	0.8

（注） 第8表に同じ。

（資料） 国内総生産及び国民所得は、第9表に同じ。

第12表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国内総生産及び1人当たり国民所得の推移 (1951～2018年度)

年度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国内総生産		1人当たり国民所得	
	実額 (千円)	指数 1973年=100	実額 (千円)	指数 1973年=100	実額 (千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.2	64.8	6.1	52.5	6.0
1955(30)	4.4	7.6	96.3	9.0	78.1	8.9
1960(35)	7.0	12.2	178.6	16.7	144.5	16.4
1965(40)	16.3	28.4	343.6	32.1	273.0	31.1
1966(41)	18.9	32.8	400.9	37.5	319.5	36.4
1967(42)	21.6	37.6	463.5	43.3	374.7	42.7
1968(43)	24.8	43.1	542.3	50.7	431.5	49.1
1969(44)	28.1	48.9	634.5	59.3	508.3	57.9
1970(45)	34.0	59.2	726.0	67.9	588.4	67.0
1971(46)	38.3	66.8	788.4	73.7	626.9	71.4
1972(47)	46.4	80.8	896.8	83.8	724.4	82.5
1973(48)	57.4	100.0	1,069.8	100.0	878.4	100.0
1974(49)	81.8	142.5	1,252.1	117.0	1,017.2	115.8
1975(50)	105.6	183.9	1,361.1	127.2	1,107.7	126.1
1976(51)	128.9	224.5	1,514.6	141.6	1,241.4	141.3
1977(52)	148.8	259.2	1,665.1	155.7	1,363.8	155.3
1978(53)	172.7	300.8	1,810.9	169.3	1,491.3	169.8
1979(54)	190.3	331.5	1,939.1	181.3	1,568.7	178.6
1980(55)	212.7	370.5	2,121.8	198.3	1,741.7	198.3
1981(56)	235.1	409.4	2,244.6	209.8	1,794.8	204.3
1982(57)	253.5	441.5	2,326.0	217.4	1,854.1	211.1
1983(58)	267.5	465.9	2,415.8	225.8	1,934.9	220.3
1984(59)	279.6	487.0	2,562.1	239.5	2,020.8	230.1
1985(60)	294.8	513.4	2,729.4	255.1	2,152.5	245.0
1986(61)	317.2	552.5	2,813.3	263.0	2,202.4	250.7
1987(62)	333.2	580.4	2,963.8	277.1	2,299.6	261.8
1988(63)	345.9	602.5	3,158.5	295.2	2,466.2	280.7
1989(平成元)	365.7	636.9	3,375.6	315.5	2,603.8	296.4
1990(2)	383.6	668.1	3,654.1	341.6	2,806.3	319.5
1991(3)	405.9	706.9	3,816.3	356.7	2,972.8	338.4
1992(4)	434.1	756.0	3,879.5	362.7	2,938.2	334.5
1993(5)	456.7	795.4	3,862.8	361.1	2,924.5	332.9
1994(6)	484.8	844.3	4,013.5	375.2	2,940.6	334.8
1995(7)	517.5	901.4	4,110.9	384.3	3,014.1	343.1
1996(8)	538.9	938.6	4,201.9	392.8	3,109.5	354.0
1997(9)	552.6	962.5	4,228.0	395.2	3,079.4	350.6
1998(10)	572.6	997.4	4,159.1	388.8	2,990.7	340.5
1999(11)	594.6	1,035.6	4,120.4	385.2	2,976.3	338.8
2000(12)	617.7	1,075.8	4,163.4	389.2	3,040.9	346.2
2001(13)	641.5	1,117.3	4,078.0	381.2	2,940.0	334.7
2002(14)	657.6	1,145.5	4,038.5	377.5	2,923.1	332.8
2003(15)	662.0	1,153.0	4,054.4	379.0	2,959.0	336.9
2004(16)	673.6	1,173.3	4,079.8	381.4	2,994.6	340.9
2005(17)	695.4	1,211.3	4,114.0	384.6	3,031.8	345.1
2006(18)	708.9	1,234.8	4,136.3	386.7	3,067.6	349.2
2007(19)	727.0	1,266.2	4,146.8	387.6	3,063.9	348.8
2008(20)	748.3	1,303.3	3,977.7	371.8	2,842.3	323.6
2009(21)	794.1	1,383.1	3,842.5	359.2	2,760.4	314.2
2010(22)	822.8	1,433.1	3,900.1	364.6	2,826.0	321.7
2011(23)	847.0	1,475.3	3,864.7	361.3	2,803.8	319.2
2012(24)	854.9	1,489.0	3,874.6	362.2	2,819.7	321.0
2013(25)	869.4	1,514.4	3,981.2	372.2	2,937.1	334.4
2014(26)	881.6	1,535.5	4,073.0	380.7	2,982.2	339.5
2015(27)	919.3	1,601.2	4,192.0	391.9	3,069.9	349.5
2016(28)	932.6	1,624.4	4,229.4	395.4	3,090.2	351.8
2017(29)	948.7	1,652.3	4,321.7	404.0	3,163.8	360.2
2018(30)	961.2	1,674.2	4,336.9	405.4	3,197.2	364.0

(注)

1. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
 2. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
 3. 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
 4. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。
- (資料) 国内総生産及び国民所得は、第9表と同じ。

第13表 機能別社会保障給付費の推移（1994～2018年度）

（単位：億円）

年度	社 会 保 障 給 付 費									
	合計	高齢	遺族	障害	労働災害	保健医療	家族	失業	住宅	生活保護 その他
1994(平成 6)	607,240	250,536	50,952	17,347	10,491	225,487	17,769	19,114	1,207	14,337
1995(7)	649,842	273,941	53,489	18,228	10,698	238,151	17,340	22,051	1,275	14,667
1996(8)	678,253	287,510	54,785	18,459	10,895	249,355	19,797	22,101	1,376	13,976
1997(9)	697,151	303,333	54,763	18,727	10,989	250,337	19,457	23,318	1,496	14,731
1998(10)	724,226	317,442	56,494	24,177	10,881	251,027	20,137	26,866	1,615	15,587
1999(11)	753,114	335,233	58,195	21,008	10,675	260,161	21,180	28,122	1,802	16,738
2000(12)	783,985	366,882	59,583	21,510	10,584	255,763	23,650	26,392	2,007	17,613
2001(13)	816,724	387,752	60,881	22,172	10,542	261,417	26,396	26,615	2,240	18,709
2002(14)	838,402	410,233	61,705	22,882	10,190	257,664	27,846	25,508	2,521	19,853
2003(15)	845,306	417,859	62,513	23,030	10,061	260,203	28,048	19,505	2,823	21,264
2004(16)	860,818	428,172	63,336	23,629	9,905	264,828	30,680	14,676	3,073	22,519
2005(17)	888,529	441,023	64,588	23,971	9,842	274,896	32,323	14,525	4,290	23,070
2006(18)	906,731	451,990	65,293	27,059	9,957	280,318	31,777	13,473	3,621	23,242
2007(19)	930,795	463,609	66,139	29,453	9,843	290,290	31,668	12,772	3,762	23,259
2008(20)	958,442	478,694	66,736	31,570	9,894	296,483	32,965	14,174	3,980	23,946
2009(21)	1,016,715	503,820	67,453	34,022	9,649	308,019	34,115	27,930	4,570	27,136
2010(22)	1,053,647	513,347	67,947	33,984	9,428	322,125	50,085	22,501	5,129	29,100
2011(23)	1,082,745	517,815	68,025	35,349	9,617	331,824	52,572	22,557	5,470	39,516
2012(24)	1,090,781	532,089	67,826	37,650	9,528	337,714	50,451	18,307	5,735	31,480
2013(25)	1,107,797	542,584	67,435	39,251	9,345	344,725	50,603	16,207	5,876	31,771
2014(26)	1,121,735	544,470	66,685	40,118	9,372	351,282	54,479	14,712	5,929	34,689
2015(27)	1,168,404	553,361	66,701	42,833	9,155	368,900	71,781	14,410	6,172	35,091
2016(28)	1,183,784	556,835	65,703	44,106	9,074	371,249	75,977	14,167	6,037	40,637
2017(29)	1,202,017	565,209	65,514	45,622	9,076	377,436	82,199	13,999	6,082	36,878
2018(30)	1,215,408	572,766	64,976	47,506	9,147	380,830	86,374	14,286	6,032	33,490

（注）

1. 本表は、ILO事務局『第19次社会保障費用調査』の分類に従って算出したものである。
2. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
3. 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
4. 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
5. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。
6. 機能別分類の項目説明は、72-74頁参照。

第14表 社会保障財源の項目別推移（1951～2018年度）

年度	社 会 保 障 財 源（億円）								
	合計	社会保険料	被保険者 拠出		公費負担	国庫負担		資産収入	その他
			被保険者 拠出	事業主拠出		国庫負担	他の公費		
1951(昭和26)	2,023	1,146	568	578	738	478	260	22	117
1960(35)	9,260	6,290	2,430	3,860	2,288	1,897	391	458	224
1965(40)	23,996	13,768	6,475	7,293	7,792	6,798	994	1,516	921
1966(41)	28,850	16,430	7,750	8,680	8,946	7,801	1,145	1,938	1,536
1967(42)	33,820	19,027	8,814	10,213	10,303	9,023	1,280	2,459	2,030
1968(43)	39,933	22,434	10,580	11,854	12,065	10,607	1,457	3,087	2,349
1969(44)	45,247	27,197	13,205	13,992	13,588	11,964	1,624	3,925	536
1970(45)	54,681	32,601	15,558	17,043	16,420	14,425	1,995	4,796	864
1971(46)	64,978	39,382	18,638	20,743	18,481	16,285	2,196	6,158	957
1972(47)	77,877	46,020	21,779	24,242	23,097	20,041	3,055	7,535	1,226
1973(48)	98,202	57,037	26,906	30,131	30,933	26,701	4,232	9,137	1,095
1974(49)	134,988	78,634	37,219	41,415	42,939	37,238	5,701	11,737	1,678
1975(50)	167,375	95,064	44,238	50,826	55,421	48,519	6,903	14,641	2,249
1976(51)	200,483	112,692	52,368	60,324	66,306	58,334	7,972	17,391	4,094
1977(52)	234,987	133,488	62,801	70,687	77,090	68,003	9,086	20,894	3,515
1978(53)	269,571	150,258	71,177	79,081	90,384	80,040	10,344	23,815	5,114
1979(54)	298,251	164,839	78,591	86,247	100,626	89,031	11,595	27,284	5,502
1980(55)	335,258	186,238	88,844	97,394	110,409	97,936	12,473	32,682	5,929
1981(56)	374,123	210,151	100,214	109,937	119,044	105,794	13,250	38,830	6,098
1982(57)	400,793	225,112	107,434	117,678	125,474	111,839	13,635	44,366	5,841
1983(58)	419,642	237,401	112,755	124,646	125,642	111,057	14,585	49,943	6,655
1984(59)	445,384	251,126	118,918	132,208	130,998	115,417	15,581	55,581	7,679
1985(60)	485,773	275,946	131,583	144,363	137,837	117,880	19,957	62,020	9,970
1986(61)	512,442	291,793	136,729	155,063	142,732	119,920	22,812	68,872	9,046
1987(62)	533,637	304,621	143,348	161,273	145,054	121,474	23,580	71,981	11,981
1988(63)	573,062	322,829	151,122	171,707	162,482	137,404	25,078	74,309	13,443
1989(平成元)	594,093	351,134	163,018	188,116	152,785	127,465	25,320	77,015	13,159
1990(2)	652,777	395,154	184,966	210,188	161,600	134,663	26,936	83,580	12,443
1991(3)	697,067	424,642	200,322	224,320	169,914	141,240	28,675	89,374	13,137
1992(4)	727,924	443,214	208,449	234,765	180,278	147,488	32,791	90,810	13,622
1993(5)	756,149	459,438	216,865	242,573	187,765	153,528	34,237	95,171	13,776
1994(6)	782,298	474,869	225,441	249,427	194,161	157,064	37,097	93,630	19,638
1995(7)	836,962	512,165	244,118	268,047	207,178	165,793	41,385	98,118	19,501
1996(8)	856,017	527,104	252,483	274,621	212,363	168,340	44,023	96,542	20,007
1997(9)	886,810	548,179	262,366	285,813	216,398	171,001	45,398	104,424	17,809
1998(10)	879,834	549,751	263,330	286,421	218,957	171,766	47,190	89,989	21,138
1999(11)	967,210	545,301	261,059	284,242	253,489	202,967	50,522	144,381	24,038
2000(12)	890,477	549,637	266,560	283,077	250,710	197,102	53,608	64,976	25,155
2001(13)	891,119	561,201	274,693	286,509	265,467	207,155	58,312	42,326	22,125
2002(14)	864,271	558,731	274,704	284,027	266,218	205,704	60,514	15,070	24,252
2003(15)	1,029,701	546,248	273,770	272,478	275,949	211,514	64,435	152,194	55,309
2004(16)	962,627	537,489	275,259	262,230	285,930	216,057	69,873	69,975	69,232
2005(17)	1,159,019	553,297	283,663	269,633	300,370	222,611	77,759	188,454	116,898
2006(18)	1,030,001	567,897	292,358	275,540	311,216	220,621	90,595	87,233	63,655
2007(19)	989,980	574,473	296,915	277,558	318,639	223,954	94,684	20,372	76,497
2008(20)	996,176	580,259	301,410	278,849	332,267	234,072	98,196	7,610	76,040
2009(21)	1,197,926	560,204	293,167	267,037	390,493	286,128	104,364	146,162	101,067
2010(22)	1,096,787	584,822	303,291	281,530	407,983	295,287	112,697	8,388	95,594
2011(23)	1,157,088	601,367	310,700	290,667	434,946	315,407	119,539	36,529	84,246
2012(24)	1,272,126	614,426	322,238	292,188	426,672	303,917	122,754	159,968	71,059
2013(25)	1,274,632	629,973	331,665	298,308	434,280	309,138	125,142	158,045	52,334
2014(26)	1,372,611	651,559	342,827	308,732	450,231	319,889	130,342	217,195	53,626
2015(27)	1,253,516	669,288	353,727	315,561	482,527	325,522	157,005	20,571	81,132
2016(28)	1,364,937	688,926	364,949	323,977	493,190	332,198	160,991	103,224	79,597
2017(29)	1,412,751	707,979	373,647	334,332	498,847	333,293	165,555	141,126	64,799
2018(30)	1,325,963	725,890	383,382	342,508	503,870	335,990	167,879	44,284	51,919

(注)

- 第14表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。ただし、「社会保障特別税」は我が国では存在しないため表示していない。
- 公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。「他の公費負担」とは、①国の制度等に基づいて地方公共団体が負担しているもの、②地方公共団体の義務的経費に付随して、地方公共団体が独自に負担をしているもの、である。ただし、国の制度等に基づかず地方公共団体が独自に行っている事業については、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。
- 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

年度	構 成 割 合 (%)								
	合計	社会保険料	被保険者 拠出	事業主拠出	公費負担	国庫負担	他の公費	資産収入	その他
1951(昭和26)	100.0	56.7	28.1	28.6	36.5	23.6	12.9	1.1	5.8
1960(35)	100.0	67.9	26.2	41.7	24.7	20.5	4.2	4.9	2.4
1965(40)	100.0	57.4	27.0	30.4	32.5	28.3	4.1	6.3	3.8
1966(41)	100.0	56.9	26.9	30.1	31.0	27.0	4.0	6.7	5.3
1967(42)	100.0	56.3	26.1	30.2	30.5	26.7	3.8	7.3	6.0
1968(43)	100.0	56.2	26.5	29.7	30.2	26.6	3.6	7.7	5.9
1969(44)	100.0	60.1	29.2	30.9	30.0	26.4	3.6	8.7	1.2
1970(45)	100.0	59.6	28.5	31.2	30.0	26.4	3.6	8.8	1.6
1971(46)	100.0	60.6	28.7	31.9	28.4	25.1	3.4	9.5	1.5
1972(47)	100.0	59.1	28.0	31.1	29.7	25.7	3.9	9.7	1.6
1973(48)	100.0	58.1	27.4	30.7	31.5	27.2	4.3	9.3	1.1
1974(49)	100.0	58.3	27.6	30.7	31.8	27.6	4.2	8.7	1.2
1975(50)	100.0	56.8	26.4	30.4	33.1	29.0	4.1	8.7	1.3
1976(51)	100.0	56.2	26.1	30.1	33.1	29.1	4.0	8.7	2.0
1977(52)	100.0	56.8	26.7	30.1	32.8	28.9	3.9	8.9	1.5
1978(53)	100.0	55.7	26.4	29.3	33.5	29.7	3.8	8.8	1.9
1979(54)	100.0	55.3	26.4	28.9	33.7	29.9	3.9	9.1	1.8
1980(55)	100.0	55.6	26.5	29.1	32.9	29.2	3.7	9.7	1.8
1981(56)	100.0	56.2	26.8	29.4	31.8	28.3	3.5	10.4	1.6
1982(57)	100.0	56.2	26.8	29.4	31.3	27.9	3.4	11.1	1.5
1983(58)	100.0	56.6	26.9	29.7	29.9	26.5	3.5	11.9	1.6
1984(59)	100.0	56.4	26.7	29.7	29.4	25.9	3.5	12.5	1.7
1985(60)	100.0	56.8	27.1	29.7	28.4	24.3	4.1	12.8	2.1
1986(61)	100.0	56.9	26.7	30.3	27.9	23.4	4.5	13.4	1.8
1987(62)	100.0	57.1	26.9	30.2	27.2	22.8	4.4	13.5	2.2
1988(63)	100.0	56.3	26.4	30.0	28.4	24.0	4.4	13.0	2.3
1989(平成元)	100.0	59.1	27.4	31.7	25.7	21.5	4.3	13.0	2.2
1990(2)	100.0	60.5	28.3	32.2	24.8	20.6	4.1	12.8	1.9
1991(3)	100.0	60.9	28.7	32.2	24.4	20.3	4.1	12.8	1.9
1992(4)	100.0	60.9	28.6	32.3	24.8	20.3	4.5	12.5	1.9
1993(5)	100.0	60.8	28.7	32.1	24.8	20.3	4.5	12.6	1.8
1994(6)	100.0	60.7	28.8	31.9	24.8	20.1	4.7	12.0	2.5
1995(7)	100.0	61.2	29.2	32.0	24.8	19.8	4.9	11.7	2.3
1996(8)	100.0	61.6	29.5	32.1	24.8	19.7	5.1	11.3	2.3
1997(9)	100.0	61.8	29.6	32.2	24.4	19.3	5.1	11.8	2.0
1998(10)	100.0	62.5	29.9	32.6	24.9	19.5	5.4	10.2	2.4
1999(11)	100.0	56.4	27.0	29.4	26.2	21.0	5.2	14.9	2.5
2000(12)	100.0	61.7	29.9	31.8	28.2	22.1	6.0	7.3	2.8
2001(13)	100.0	63.0	30.8	32.2	29.8	23.2	6.5	4.7	2.5
2002(14)	100.0	64.6	31.8	32.9	30.8	23.8	7.0	1.7	2.8
2003(15)	100.0	53.0	26.6	26.5	26.8	20.5	6.3	14.8	5.4
2004(16)	100.0	55.8	28.6	27.2	29.7	22.4	7.3	7.3	7.2
2005(17)	100.0	47.7	24.5	23.3	25.9	19.2	6.7	16.3	10.1
2006(18)	100.0	55.1	28.4	26.8	30.2	21.4	8.8	8.5	6.2
2007(19)	100.0	58.0	30.0	28.0	32.2	22.6	9.6	2.1	7.7
2008(20)	100.0	58.2	30.3	28.0	33.4	23.5	9.9	0.8	7.6
2009(21)	100.0	46.8	24.5	22.3	32.6	23.9	8.7	12.2	8.4
2010(22)	100.0	53.3	27.7	25.7	37.2	26.9	10.3	0.8	8.7
2011(23)	100.0	52.0	26.9	25.1	37.6	27.3	10.3	3.2	7.3
2012(24)	100.0	48.3	25.3	23.0	33.5	23.9	9.6	12.6	5.6
2013(25)	100.0	49.4	26.0	23.4	34.1	24.3	9.8	12.4	4.1
2014(26)	100.0	47.5	25.0	22.5	32.8	23.3	9.5	15.8	3.9
2015(27)	100.0	53.4	28.2	25.2	38.5	26.0	12.5	1.6	6.5
2016(28)	100.0	50.5	26.7	23.7	36.1	24.3	11.8	7.6	5.8
2017(29)	100.0	50.1	26.4	23.7	35.3	23.6	11.7	10.0	4.6
2018(30)	100.0	54.7	28.9	25.8	38.0	25.3	12.7	3.3	3.9

- 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
- 2011年度から、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省及び防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償が追加されている。
- 2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降は、決算値を用いて集計している。

IV 卷末參考資料

1. 主な用語の解説

1-1 OECD 基準

社会支出

社会支出の範囲は、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給とされている。ただし、制度による支出のみとし、人々の直接の財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどの移転は含まない。

当該制度が「社会的」と判断することが含まれる条件だが、その給付にひとつ又は複数の社会的目的（政策 9 分野）があり、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、又は公的な強制力をもってその制度が存在しているかによって判断される。

これらの基準を踏まえて、我が国の社会支出集計では、以下に説明する公的社会支出と義務的私的社會支出を集計しており、施設整備費など直接個人には移転されない費用を含めたデータを提供している。公的、私的社會支出は、誰が資金面の流れを総合的にコントロールしているか、すなわち公的機関か私的な実施主体か、という点を基礎として区別される。

OECD では公的社会支出・義務的私的社會支出の 2 つに費用を分けている。社会保障費用統計においては、2 つの費用を範囲として集計している。

公的社会支出

公的社会支出は一般政府（中央、地方政府、社会保障基金）によって資金の流れがコントロールされる社会支出であり、社会保険や社会扶助給付として支給される。

義務的私的社會支出

義務的私的社會支出は、私的部門により運営されるが法令により定められた社会的支援であり、例えば公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付などがある。

政策分野別社会支出

社会支出は 9 つの政策分野に分類される。各政策分野の定義は以下の通り。なお、各政策分野に含まれる具体的な給付・事業については 56-68 頁を参照のこと。

(1) 高齢

退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。

(2)遺族

被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。

(3)障害・業務災害・傷病

業務災害補償制度下で給付された全ての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。

(4)保健

医療の現物給付を計上（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）。

(5)家族

家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。

(6)積極的労働市場政策

社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。

(7)失業

失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。

(8)住宅

公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。

(9)他の政策分野

上記に含まれない社会的給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。

1-2 ILO 基準

社会保障給付費

ILO の第 18 次及び第 19 次の社会保障費用調査では、次の 3 つの基準を満たすものを、社会保障制度として定義している。

①制度の目的が、(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他、のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、この ILO の基準を踏まえた社会保障給付費の集計を 1950 年度分から行っており、個人に帰着する給付の部分を把握できるデータとして、政策立案に資する基礎資料としての活用を始め、幅広く利用されてきた。

部門別社会保障給付費

部門別としては、「医療」「年金」「福祉その他」の3つに区分している。これは、我が国独自の区分方法であり、ILO 第18次調査の社会保障給付費収支表（20-27頁）を基礎としている。

(1)医療

社会保障給付費収支表のうち、「疾病・出産」の医療及び「業務災害」の医療の合計である。医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療等が含まれる。

(2)年金

社会保障給付費収支表のうち、「業務災害」の年金及び「年金」の合計である。厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

(3)福祉その他

社会保障給付費収支表の給付のうち、「医療」と「年金」以外の項目の合計である。社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金等、労災保険の休業補償給付等、雇用保険の求職者給付等が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金、雇用保険等の介護休業給付等が含まれる。

機能別社会保障給付費

機能別社会保障給付費は、以下の定義に従って集計されている。なお、各政策分野に含まれる具体的な給付・事業については72-74頁を参照のこと。

(1)高齢

退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付。

(2)遺族

保護対象者の死亡により生じる給付。

(3)障害

部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付。

(4)労働災害

保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付。

(5)保健医療

病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態の維持、回復、改善の目的で提供される給付（傷病で休職中の所得保障を含む）。

(6)家族

子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付。

(7)失業

失業した保護対象者に提供される給付。

(8)住宅

住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を伴うもの）。

(9)生活保護その他

定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付。

社会保障財源

財源は給付の他に運用損失・その他支出（施設整備費等）を含む全体の財源であり、大分類では社会保険料・公費負担・他の収入の3つに分かれる。

(1)社会保険料

事業主と被保険者に分かれる。公務員制度で事業主が国である場合は、国が事業主として拠出した金額はたとえ国庫支出金であっても、事業主拠出に計上する（地方公務員制度についても同様）。

(2)公費負担

国（国庫負担）と地方（他の公費負担）に分かれる。

(3)他の収入

資産収入とその他に分かれる。資産収入には利子、利息、配当金等が含まれ、その他には積立金より受入等が含まれる。

制度間移転

(1)他制度からの移転

他制度からの移転には次の項目が含まれる。前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等。

(2)他制度への移転

他制度への移転には次の項目が含まれる。前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等。

2. 作成方法

2-1 基幹統計を作成するために用いる情報

作成機関・保有機関	名称（注1）	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳（注2）
衆議院	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
参議院	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
国立国会図書館	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
裁判所	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
人事院	国家公務員災害補償等	国家公務員災害補償（一般職）
内閣府	児童手当	
	社会福祉	防災政策費、地域活性化等復興政策費、沖縄政策費、子ども・子育て支援推進費、男女参画社会形成促進費
	他の社会保障制度 被災者生活再建支援事業	
警察庁	他の社会保障制度	
	犯罪被害給付制度	
総務省	地方公務員等共済組合	地方公務員共済、地方議会議員共済会
	地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償、消防団員等公務災害補償
	旧公共企業体職員業務災害	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社
	国家公務員恩給	
	地方公務員恩給	
	戦争犠牲者	旧軍人遺族等恩給費、恩給支給事務費
	他の社会保障制度 地方単独事業	
外務省	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
財務省	国家公務員共済組合	
	存続組合等	エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合
	旧令共済組合等	旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金交付金、国家公務員共済組合連合会補助金
	旧公共企業体職員業務災害	日本たばこ産業株式会社
	戦争犠牲者	遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債
文部科学省	日本私立学校振興・共済事業団	
	社会福祉	スポーツ振興費
	他の社会保障制度 日本スポーツ振興センター災害共済給付	
	就学援助・就学前教育	初等中等教育等振興費（就学援助等）、東日本大震災復興・復興対策経費、私立学校振興費
厚生労働省	全国健康保険協会管掌健康保険	

作成機関・保有機関	名称（注1）	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳（注2）
	組合管掌健康保険	
	国民健康保険 （退職者医療制度を含む。）	
	後期高齢者医療制度	
	介護保険	
	厚生年金保険	
	厚生年金基金	
	石炭鉱業年金基金	
	国民年金	
	国民年金基金	
	農業者年金基金	
	船員保険	
	雇用保険 （労働保険特別会計雇用勘定分）	
	労働者災害補償保険	
	公衆衛生	医療提供体制確保対策費、沖縄保健衛生諸費、医療安全確保推進費、独立行政法人国立病院機構運営費、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費、医療提供体制基盤整備費、沖縄振興交付金事業推進費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所運営費、国立ハンセン病療養所施設費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、地域保健対策費、保健衛生施設整備費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、障害保健福祉費、医療保険給付諸費、医療費適正化推進費、検疫所共通費、検疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費、食品等安全確保対策費、自殺対策費、医療観察等実施費
	生活保護	
	社会福祉	障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立更生援護所運営費、国立児童自立支援施設運営費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費、保育対策費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、

作成機関・保有機関	名称（注1）	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳（注2）
		児童福祉施設整備費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、独立行政法人福祉医療機構運営費、特定疾患等対策費、医薬品安全対策等推進費、公的年金制度運営諸費
	雇用対策	緊急雇用創出事業臨時特例交付金、高齢者等雇用安定・促進費、職業紹介事業等実施費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、都道府県労働局共通費、都道府県労働局施設費
	戦争犠牲者	遺族及留守家族等援護費、中国残留邦人等支援事業費
	他の社会保障制度	
	医薬品副作用被害救済制度	医薬品副作用被害救済制度、特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金
	生物由来製品感染被害救済制度	
	中小企業退職金共済制度等	
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等	社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	
農林水産省	農林漁業団体職員共済組合	
国土交通省	旧公共企業体職員業務災害	鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	雇用対策	海事産業市場整備等推進費
	戦争犠牲者	戦傷病者等無賃乗車船負担金
	他の社会保障制度	
	自動車事故後遺障害者支援	
	住宅	住宅対策諸費
環境省	公衆衛生	原子力安全規制対策費
	他の社会保障制度	
	公害健康被害補償制度	
	石綿健康被害救済制度	
防衛省	国家公務員災害補償等	特別職の国家公務員に対する災害補償
社会保険診療報酬支払基金	保健	公費負担医療等の管理費
国立社会保障・人口問題研究所（注3）	保健	救急業務費、学校保健

（注1）制度の名称は、集計表2 社会保障給付費収支表の制度名に対応している。

（注2）複数の制度が含まれる場合はその制度名、又は制度の各事業（費目）の決算の「項」の名称を記載している。

（注3）国立社会保障・人口問題研究所が作成する項目は、地方交付税制度研究会編『地方交付税制度解説単位数費用篇』等に基づく推計である。

2-2 社会支出に含まれる社会保障制度

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。	
現金		
退職年金		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：老齢年金給付、旧共済分 ・厚生年金基金：年金給付 ・石炭鉱業年金基金：年金給付 ・国民年金：老齢年金、通算老齢年金、付加年金、老齢福祉年金、老齢基礎年金 ・国民年金基金：年金給付 ・農業者年金基金：経営移譲年金、農業者老齢年金 ・農林漁業団体職員共済組合：退職年金、減額退職年金、通算退職年金、退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例退職共済年金、特例老齢農林年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩給財団給付の年金、老齢厚生年金、退職共済年金経過的職域、終身退職年金、有期退職年金20年、有期退職年金10年 ・国家公務員共済組合：退職給付、船員給付、通算退職年金 ・存続組合等：退職給付 ・地方公務員等共済組合：老齢厚生年金、旧職域加算退職給付、退職年金（終身及び有期）、退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金 ・旧令共済組合等：退職給付 ・国家公務員恩給：国会議員互助年金、文官等恩給費 ・地方公務員恩給：恩給及び退職年金
早期退職年金	—	
その他の現金給付	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：脱退手当金等 ・厚生年金基金：一時金交付 ・石炭鉱業年金基金：一時金交付 ・国民年金：外国人脱退一時金 ・国民年金基金：一時金給付 ・農林漁業団体職員共済組合：退職一時金、返還一時金、特例一時金、特例老齢農林一時金、特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金 ・日本私立学校振興・共済事業団：返還一時金、脱退一時金、一時扶助金、外国脱退一時金、退職経過的職域一時金、有期退職年金一時金、有期退職一時払い ・国家公務員共済組合：返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金、退職給付（一時金） ・存続組合等：返還一時金、脱退一時金 ・地方公務員等共済組合：有期退職年金に代わる一時 	

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>金、整理退職一時金、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、短期在留脱退一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉：介護保険制度運営推進費 ・地方単独事業：高齢者、要介護者等への給付に要する経費 ・中小企業退職金共済制度等：退職給付金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当給付金
現物		
介護、ホームヘルプサービス		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、市町村特別給付費、高額医療合算介護サービス費、保険給付のその他、地域支援事業費、保健福祉事業費、居宅サービス事業費、地域密着型サービス等事業費、居宅介護支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費、給付のその他 ・公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費 ・生活保護：介護扶助 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費 ・地方単独事業：公立養護老人ホーム等管理費（老人保護措置費）、公立老人福祉施設管理費（老人保護措置費以外）、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）管理費、老人憩の家管理費、地域包括支援センター管理費、介護サービス利用者負担助成に要する経費、養護老人ホーム等入所負担軽減に要する経費、私立養護老人ホーム等助成費（老人保護措置費）、私立老人福祉施設助成費（老人保護措置費以外）
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生：医療費適正化推進費 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費 ・地方単独事業：高齢者等の安否確認・見守り事務費、老人日常生活用具、介護用品等支給に要する経費、高齢者移動支援に要する経費、高齢者日常生活支援事業費、介護予防・地域支え合い事業費、在宅医療・訪問看護推進事業費、高齢者虐待防止事業費、認知症高齢者支援事業費、老人クラブ活動助成に要する経費
遺族	被扶養者である配偶者や	
現金	その独立前の子どもに対	
遺族年金	する制度の支出を計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：遺族年金給付 ・国民年金：寡婦年金、遺族基礎年金 ・農林漁業団体職員共済組合：遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例遺族共済年金

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本私立学校振興・共済事業団：遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金、遺族厚生年金、遺族共済年金 経過的職域、職務遺族年金 ・国家公務員共済組合：遺族給付 ・存続組合等：遺族給付 ・地方公務員等共済組合：遺族厚生年金、旧職域加算遺族給付、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金 ・旧令共済組合等：遺族給付 ・公衆衛生：感染症対策費 ・戦争犠牲者：遺族等年金、旧軍人遺族等恩給費 ・医薬品副作用被害救済制度：遺族年金 ・生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金 ・公害健康被害補償制度：遺族補償費
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金：死亡一時金、特別一時金 ・農業者年金基金：死亡一時金 ・農林漁業団体職員共済組合：特例遺族共済一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金 ・日本私立学校振興・共済事業団：遺族経過的職域一時金、有期退職精算払い ・国家公務員共済組合：死亡一時金、特例死亡一時金 ・存続組合等：死亡一時金 ・地方公務員等共済組合：遺族に対する一時金、特例死亡一時金、死亡一時金、遺族一時金 ・公衆衛生：感染症対策費 ・戦争犠牲者：留守家族等援護費、未帰還者特別措置費、遺族国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債 ・地方単独事業：遺族等援護に要する経費 ・医薬品副作用被害救済制度：遺族一時金 ・生物由来製品感染被害救済制度：遺族一時金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金給付保険金（障害）、特別弔慰金給付金（障害） ・公害健康被害補償制度：遺族補償一時金 ・石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金・特別葬祭料、救済給付調整金 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金、供花料 ・犯罪被害給付制度：遺族給付金
現物		
埋葬費		<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料 ・組合管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料、埋葬附加金、家族埋葬料附加金 ・国民健康保険：葬祭諸費 ・後期高齢者医療制度：葬祭諸費 ・船員保険：葬祭料、家族葬祭料 ・日本私立学校振興・共済事業団：埋葬料、家族埋葬料、

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		弔慰金付加金、埋葬料付加金、家族弔慰金付加金、家族埋葬料付加金 ・労働者災害補償保険：葬祭料 ・国家公務員共済組合：埋葬料、家族埋葬料 ・地方公務員等共済組合：埋葬料、家族埋葬料 ・国家公務員災害補償等：葬祭補償費 ・地方公務員等災害補償：葬祭補償 ・旧公共企業体職員業務災害：葬祭補償費 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費 ・生活保護：葬祭扶助 ・戦争犠牲者：葬祭費 ・医薬品副作用被害救済制度：葬祭料 ・生物由来製品感染被害救済制度：葬祭料 ・公害健康被害補償制度：葬祭料 ・石綿健康被害救済制度：葬祭料
その他の現物給付		・公衆衛生：医薬品安全対策等推進費
障害、業務災害、傷病 現金	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と	
障害年金	障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。	・厚生年金保険：障害年金給付 ・国民年金：障害年金、障害基礎年金、特別障害給付金 ・農林漁業団体職員共済組合：障害年金、障害共済年金、特例障害年金、特例障害共済年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：障害共済年金、障害年金、障害厚生年金、障害共済年金経過的職域、職務障害年金 ・国家公務員共済組合：障害給付 ・存続組合等：障害給付 ・地方公務員等共済組合：障害厚生年金、旧職域加算障害給付、障害共済年金、障害年金 ・旧令共済組合等：障害給付 ・公衆衛生：感染症対策費 ・医薬品副作用被害救済制度：障害年金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：年金給付金（障害） ・公害健康被害補償制度：障害補償費
年金（業務災害）		・船員保険：障害年金、遺族年金 ・労働者災害補償保険：障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金 ・国家公務員共済組合：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上）、公務災害給付 ・存続組合等：公務災害給付 ・地方公務員等共済組合：公務障害年金、公務遺族年金 ・国家公務員災害補償等：傷病補償年金、障害補償年金、

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>遺族補償年金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員等災害補償：傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金 ・旧公共企業体職員業務災害：障害補償年金、遺族補償年金
<p>休業給付 (業務災害)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：休業補償給付 ・国家公務員災害補償等：休業補償費、休業援護金 ・地方公務員等災害補償：休業補償、休業援護金 ・旧公共企業体職員業務災害：休業補償費
<p>休業給付 (傷病手当)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：傷病手当金 ・組合管掌健康保険：傷病手当金、傷病手当附加金、延長傷病手当附加金 ・船員保険：傷病手当金及び休業手当金 ・日本私立学校振興・共済事業団：傷病手当金付附加金、傷病手当金、休業手当金 ・国家公務員共済組合：傷病手当金、休業手当金 ・地方公務員等共済組合：傷病手当金、休業手当金、短期附加給付の休業給付 ・旧共済組合等：疾病・出産の現金給付
<p>その他の現金給付</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：障害手当金 ・船員保険：障害手当金、障害一時金等、遺族一時金等、行方不明手当金、現金給付の介護料 ・日本私立学校振興・共済事業団：障害一時金、障害手当金、障害経過的職域一時金 ・労働者災害補償保険：障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償給付、特別遺族給付金、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別一時金、遺族特別一時金、その他の援護金、介護料、労災就学等援護費 ・地方公務員等共済組合：障害手当金、障害一時金 ・国家公務員災害補償等：障害補償一時金、遺族補償一時金、障害補償年金差額一時金、介護補償費、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、障害差額特別給付金、奨学援護金、就労保育援護金、長期家族介護者援護金 ・地方公務員等災害補償：障害補償年金差額一時金、障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、障害差額特別給付金、長期家族介護者援護金 ・旧公共企業体職員業務災害：遺族補償一時金、長期傷

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>病補償費、NTTのみ小計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、血液製剤対策費、食品等安全確保対策費 ・社会福祉：障害保健福祉費 ・戦争犠牲者：療養手当 ・地方単独事業：健康被害給付に要する経費、障害者（障害児除く）に対する手当給付に要する経費、原子爆弾被爆者支援（地方単独事業分）に要する経費 ・医薬品副作用被害救済制度：医療手当、特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金 ・生物由来製品感染被害救済制度：医療手当 ・公害健康被害補償制度：療養手当 ・石綿健康被害救済制度：療養手当 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金、へき地通院費 ・犯罪被害給付制度：重傷病給付金、障害給付金
現物		
介護、ホームヘルプサービス		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：二次健康診断等給付、補装具等支給費 ・国家公務員災害補償等：ホームヘルプサービス ・地方公務員等災害補償：介護等供与、旅行費 ・社会福祉：障害保健福祉費 ・地方単独事業：公立障害者施設管理費、障害者施設利用者負担軽減に要する経費、障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等助成に要する経費、私立障害者施設助成に要する経費 ・自動車事故後遺障害者支援：介護料
機能回復支援		<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員災害補償等：リハビリテーション ・地方公務員等災害補償：リハビリテーション ・地方単独事業：公立精神障害者社会復帰施設管理費、私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設助成に要する経費、小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成に要する経費、精神障害者支援事業費 ・公害健康被害補償制度：リハビリテーション事業 ・自動車事故後遺障害者支援：療護業務委託費、施設設備整備費
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：労働安全衛生対策費、社会復帰促進等事業委託費、身体障害者等福祉対策事業費補助金 ・国家公務員災害補償等：補装具費 ・地方公務員等災害補償：補装具費、公務災害防止事業費、自動車等損害見舞金支給事業費 ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>爆者等援護対策費、健康増進対策費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、障害保健福祉費、社会保障等復興政策費、自殺対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉：障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立更生援護所運営費、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費、特定疾患等対策費、医薬品安全対策等推進費、スポーツ振興費(障害者分) ・戦争犠牲者：補装具給付費、戦傷病者等無賃乗車船等負担金 ・地方単独事業：ハンセン病患者支援事業費、公立精神保健福祉施設管理費、交通費・燃料代助成に要する経費、障害者相談事務費、障害者日常生活用具、介護用品等支給に要する経費、居宅介護・活動支援、自立支援・社会参加促進、地域生活支援事業費、精神保健福祉相談・こころの健康づくり事業費、権利擁護推進事業費 ・公害健康被害補償制度：転地療養事業、療養用具支給事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業
保健	医療の個人サービス及び	
現金	予防接種や健康診断等の	—
現物	集団サービスを計上。傷病手当金等の疾病に係る現金給付は「障害、業務災害、傷病」に計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・組管管掌健康保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産育児附加金、家族出産育児附加金、特定健康診査事業費、特定保健指導事業費、疾病予防費、管理費 ・国民健康保険：療養諸費等、出産育児諸費、育児諸費、特定健康診査・保健指導補助金、保健事業費、健康管理センター事業費、管理費 ・後期高齢者医療制度：医療給付費、保健事業費、管理費 ・介護保険：管理費 ・船員保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・日本私立学校振興・共済事業団：医療給付等、出産費、家族出産費、出産費付加金、家族出産費付加金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・労働者災害補償保険：療養補償給付、管理費 ・国家公務員共済組合：医療給付等、出産費、配偶者出産費、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・地方公務員等共済組合：医療給付等、出産費、家族出

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>産費、特定健康診査・保健指導事業費、管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧令共済組合等：医療 ・国家公務員災害補償等：療養補償費、外科後処置、アフターケア ・地方公務員等災害補償：療養補償、アフターケア、外科後処置費 ・旧公共企業体職員業務災害：療養補償費 ・公衆衛生：医療提供体制確保対策費、医療安全確保推進費、独立行政法人国立病院機構運営費、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費、医療提供体制基盤整備費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所運営費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、地域保健対策費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、障害保健福祉費、医療保険給付諸費、検疫業務等実施費、食品等安全確保対策費、医療観察等実施費 ・生活保護：医療扶助 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、特定疾患等対策費 ・戦争犠牲者：療養費 ・保健：救急業務費、学校保健、公費負担医療等の管理費 ・地方単独事業：地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分、保健所管理費、市町村保健センター管理費、口腔保健センター管理費、乳幼児健康診査事務費、妊産婦健康診査（地方単独事業分）に要する経費、新生児マス・スクリーニング検査事務費、その他の母子保健（地方単独事業分）に要する経費、予防接種に要する経費、結核対策に要する経費、がん検診（地方単独事業分）に要する経費、肝炎対策に要する経費、成人健康診査・生活習慣病対策に要する経費、歯科保健・口腔衛生に要する経費、公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）に要する経費、公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（公営企業会計繰出分）に要する経費、私立病院・診療所助成に要する経費、鍼灸・あん摩費等助成に要する経費、AED（自動体外式除細動器）の設置・管理、高度医療機器の整備促進等事務費、救急医療施設運営費等助成に要する経費、夜間休日

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>等救急医療体制運営費補助に要する経費、周産期救急医療・精神科救急医療等 特殊救急医療運営費等補助に要する経費、小児医療に要する経費、へき地医療に要する経費、災害時における医療事務費、新型インフルエンザ対策（地方単独事業分）に要する経費、新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成（地方単独事業分）に要する経費、感染症予防事業費、住民健康増進事業費、臓器移植対策事業費、輸血用血液の安定確保、献血推進等事業費、医薬品・ワクチン等の備蓄事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品副作用被害救済制度：医療費 ・生物由来製品感染被害救済制度：医療費 ・公害健康被害補償制度：療養の給付及び療養費 ・石綿健康被害救済制度：医療費 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：医療費
家族 現金	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。	
家族手当		<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費 ・社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費負担金、児童扶養手当給付費、母子父子寡婦福祉貸付金 ・地方単独事業：子どもに対する現金給付に要する経費、障害児に対する現金給付に要する経費
出産、育児休業		<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：出産手当金 ・組合管掌健康保険：出産手当金、出産手当附加金 ・船員保険：出産手当金 ・日本私立学校振興・共済事業団：出産手当金 ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 ・国家公務員共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・地方公務員等共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・生活保護：出産扶助
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：男女均等雇用対策費 ・公衆衛生：感染症対策費 ・生活保護：教育扶助 ・社会福祉：児童虐待等防止対策費 ・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金
現物		
就学前教育・保育		<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費、仕事・子育て両立支援事業 ・社会福祉：保育対策費、子ども・子育て支援対策費、子ども・子育て支援推進費 ・地方単独事業：公立保育所（地方単独事業分）管理費、公立幼稚園（地方単独事業分）に要する経費、公立

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		<p>認定こども園（地方単独事業分）管理費、公立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費、保育料等軽減に要する経費、私立保育所（地方単独事業分）助成に要する経費、認可外保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業等助成に要する経費、私立幼稚園助成（地方単独事業分）に要する経費、私立認定こども園（地方単独事業分）助成に要する経費、私立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費、病児・病後児保育事業費</p> <p>・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、私立学校振興費</p>
ホームヘルプ、施設		<p>・雇用保険：男女均等雇用対策費</p> <p>・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費</p> <p>・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、児童福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立児童自立支援施設運営費</p> <p>・地方単独事業：公立児童福祉施設管理費、児童サービス施設管理費、私立児童福祉施設助成に要する経費、地域療養・居宅介護等障害児支援事業費</p>
その他の現物給付		<p>・労働者災害補償保険：仕事生活調和推進費</p> <p>・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費</p> <p>・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、社会福祉諸費</p> <p>・地方単独事業：児童相談所・一時保護施設管理費、公立児童厚生施設管理費、公立子育て支援施設管理費、公立子ども若者支援施設管理費、知的障害児施設等管理費、準要保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）に要する経費、放課後児童クラブ等利用者負担助成に要する経費、私立児童厚生施設助成に要する経費、私立子ども若者支援施設助成に要する経費、放課後児童健全育成事業費（地方単独事業分）、児童委員に要する経費、里親支援事業費、母子家庭等支援に要する経費、児童虐待防止事業費、子育て支援に要する経費（地方単独事業分）、子どもの発達相談・支援事業費、保育人材確保に要する経費</p> <p>・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、東日本大震災復旧・復興対策経費、私立学校振興費</p>
積極的労働市場政策 公的雇用サービスと行政	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ	<p>・雇用保険：職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、就職支援事業費、業務取扱費、施設整備</p>

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
	勤労者の雇用促進を含む。	<p>費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業紹介事業等実施費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、都道府県労働局共通費、都道府県労働局施設費 ・地方単独事業：高齢者就業対策に要する経費、職業能力開発校・公立職業訓練校等管理費（地方単独事業分）、ジョブカフェ、就職相談支援センター等管理費、若年者就労支援に要する経費、地域若者サポートステーション事業費 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費、障害者職業能力開発費、障害者雇用納付金、職業能力開発費、認定特定求職者職業訓練費、宿舍等費
訓練		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：教育訓練給付、地域雇用機会創出等対策費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、障害者等職業能力開発支援費、海事産業市場整備等推進費 ・地方単独事業：職業能力開発校・公立職業訓練校等管理費（地方単独事業分）
雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：高年齢雇用継続給付、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費 ・雇用対策：緊急雇用創出事業臨時特例交付金 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費
障害者雇用支援とリハビリテーション		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：高齢者等雇用安定・促進費 ・雇用対策：障害者等職業能力開発支援費 ・地方単独事業：障害者就労促進に要する経費 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：障害者雇用納付金
直接的な仕事創出		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費
仕事を始める奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費
失業	失業中の所得を保障する	
現金	現金給付を計上。なお、年	
失業給付、退職手当	金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：一般求職者給付金、高年齢求職者給付金、短期雇用特例求職者給付金、日雇労働求職者給付金、就職促進給付、就職支援事業費 ・労働者災害補償保険：未払賃金立替払事業費補助金 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、海事産業市場整備等推進費
労働市場事由に		—

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
よる早期退職		
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。	
現金		
住宅手当		—
その他の現金給付		—
現物		
住宅扶助		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護：住宅扶助 ・地方単独事業：高齢者世帯居住安定に要する経費 ・住宅：住宅対策諸費
その他の現物給付		—
他の政策分野	上記に含まれない社会的給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。	
現金		
所得補助		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護：生活扶助、生業扶助 ・地方単独事業：外国籍住民等福祉給付金助成に要する経費、生活保護関係に要する経費(地方単独事業分)
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険：その他の保険給付費のその他 ・日本私立学校振興・共済事業団：災害見舞金付加金、災害給付 ・国家公務員共済組合：災害給付、附加給付の災害給付及び入院附加金 ・地方公務員等共済組合：災害給付 ・社会福祉：防災政策費 ・雇用対策：緊急雇用創出事業臨時特例交付金 ・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者国債、引揚者特別交付金国債 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：東日本大震災特別弔慰金 ・犯罪被害給付制度：犯罪被害特別給付金、国外犯罪被害弔慰金、国外犯罪被害障害見舞金 ・被災者生活再建支援制度：支援金支出
現物		
社会的支援		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生：社会保障等復興政策費、原子力安全規制対策費 ・社会福祉：介護保険制度運営推進費、東日本大震災復興推進費、防災政策費、地域活性化等復興政策費 ・地方単独事業：公立生活保護施設管理費、私立生活保護施設管理費
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉：児童虐待等防止対策費、子ども・子育て支援対策費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、社会福祉施設整備費、沖縄政策費、子ども・子育て支援推進費、男女参画社会形成促進費 ・戦争犠牲者：引揚者援護費 ・地方単独事業：公立総合福祉施設管理費、民生委員に要する経費、社会福祉団体補助に要する経費、福祉

分野	OECD 定義	日本において含まれる制度
		ボランティア活動推進に要する経費、私立社会福祉施設補助に要する経費、福祉事務所管理費、婦人相談所、婦人保護施設管理費、公立隣保館管理費、ホームレス自立支援事業費、低所得者・生活困窮者等に対する給付・公共料金の軽減、福祉灯油助成等に要する経費、私立隣保館助成に要する経費、行旅病人及び死亡人取扱事務費、女性保護に要する事業費

(注) 表中に挙げられた費目名は、必ずしも当該費目の中のすべての費用が、その記載された箇所の分野に含まれるわけではなく、複数の分野に分かれることもある。

* 「平成30年度社会保障費用統計」時点の費用名である。

2-3 部門別社会保障給付費に含まれる社会保障制度

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
社会保険	全国健康保険協会管掌健康保険	—
	組管管掌健康保険	—
	国民健康保険 (退職者医療制度を含む)	—
	後期高齢者医療制度	—
	介護保険	—
	厚生年金保険	—
	厚生年金基金	—
	石炭鉱業年金基金	—
	国民年金	—
	国民年金基金	—
	農業者年金基金	—
	船員保険	—
	農林漁業団体職員共済組合	—
	日本私立学校振興・共済事業団	—
	雇用保険	—
	労働者災害補償保険	—
家族手当	児童手当	—
公務員	国家公務員共済組合	—
	存続組合等	エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合
	地方公務員等共済組合	地方公務員共済、地方議会議員共済会
	旧令共済組合等	旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金交付金、国家公務員共済組合連合会補助金
	国家公務員災害補償等	国家公務員災害補償（一般職）、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、外務省、防衛省における特別職の国家公務員に対する災害補償
	地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償、消防団員等公務災害補償
	旧公共企業体職員業務災害	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、日本たばこ産業株式会社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	国家公務員恩給 地方公務員恩給	— —
公衆保健 サービス	公衆衛生	医療提供体制確保対策費、沖縄保健衛生諸費、医療安全確保推進費、医療提供体制基盤整備費、沖縄振興交付金事業推進費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所施設費、国立ハンセン病療養所運営費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
		爆者等援護対策費、地域保健対策費、保健衛生施設整備費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、社会保障等復興事業費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、障害保健福祉費、社会保障等復興政策費、医療保険給付諸費、検疫所共通費、検疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費、食品等安全確保対策費、自殺対策費、医療観察等実施費、原子力安全規制対策費
公的扶助及び 社会福祉	生活保護	—
	社会福祉	障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立更生援護所運営費、国立児童自立支援施設運営費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費、保育対策費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、児童福祉施設整備費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、独立行政法人福祉医療機構運営費、特定疾患等対策費、医薬品安全対策等推進費、防災政策費、地域活性化等復興政策費、沖縄政策費、子ども・子育て支援推進費、男女参画社会形成促進費、スポーツ振興費、公的年金制度運営諸費
雇用対策	雇用対策	緊急雇用創出事業臨時特例交付金、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、海事産業市場整備等推進費
戦争犠牲者	戦争犠牲者	旧軍人遺族等恩給費、恩給支給事務費、遺族及留守家族等援護費、中国残留邦人等支援事業費、遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債、戦傷病者等無賃乗車船等負担金
他の社会保障 制度	地方単独事業	地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分、乳幼児健康診査事務費、妊産婦健康診査（地方単独事業分）に要する経費、予防接種に要する経費、結核対策に要する経費、公立養護老人ホーム等管理費（老人保護措置費）、私立養護老人ホーム等助成費（老人保護措置費）、児童相談所・一時保護施設管理費、公立保育所（地方単独事業分）管理費、公立幼稚園（地方単独事業分）に要する経費、公立認定こども園（地方単独事業分）管理費、公立認定こども園（地方単独事業分）（1号認定分）助成に要する経費、公立児童福祉施設管理費、知的障害児施

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
		設等管理費、保育料等軽減に要する経費、私立保育所(地方単独事業分)に要する経費、認可外保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業等助成に要する経費、私立幼稚園助成(地方単独事業分)に要する経費、私立認定こども園(地方単独事業分)助成に要する経費、私立認定こども園(地方単独事業分)(1号認定分)助成に要する経費、私立児童福祉施設助成に要する経費、病児・病後児保育事業費、里親支援事業費、保育人材確保に要する経費、公立障害者施設管理費、福祉事務所管理費、行旅病人及び死亡人取扱事務費、遺族等援護に要する経費
	医薬品副作用被害救済制度	医薬品副作用被害救済制度、特定 C 型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金
	生物由来製品感染被害救済制度	—
	中小企業退職金共済制度等	—
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等	社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	—
	公害健康被害補償制度	—
	石綿健康被害救済制度	—
	日本スポーツ振興センター災害共済給付	—
	就学援助・就学前教育	初等中等教育等振興費(就学援助等)、東日本大震災復旧・復興対策経費、私立学校振興費
	自動車事故後遺障害者支援	—
	住宅	住宅対策諸費
	犯罪被害給付制度	—
	被災者生活再建支援事業	—

(注)「管理費」又は「その他」の支出のみを計上している事業(費目)も含まれている。

2-4 機能別社会保障給付費に含まれる社会保障制度

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度 (例)
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費 ・厚生年金保険：老齢年金、脱退手当金等 ・厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、農業者年金基金：老齢年金等 ・国民年金：老齢基礎年金、老齢福祉年金等 ・各種共済組合：退職年金、退職共済年金等 ・存続組合等：退職給付 ・国家公務員恩給、地方公務員恩給 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費 ・地方単独事業：公立養護老人ホーム等（老人保護措置費） ・中小企業退職金共済制度等：退職給付金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当金 <p>(注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む</p>
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・協会健保、組合健保、国保、後期高齢者医療制度、船員保険、労働者災害補償保険：埋葬料、葬祭諸費 ・厚生年金保険：遺族年金 ・国民年金：遺族基礎年金、死亡一時金等 ・各種共済組合：遺族年金、死亡一時金、埋葬料等 ・国家公務員災害補償等、地方公務員等災害補償、旧公企業体職員業務災害：葬祭補償費 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費 ・戦争犠牲者：遺族等年金等 ・医薬品副作用被害救済制度：遺族年金、葬祭料 ・生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金、葬祭料 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金給付保険金等 ・公害健康被害補償制度：遺族補償費、遺族補償一時金 ・石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金、葬祭料等 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金等 ・犯罪被害給付制度：遺族給付金 <p>(注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む</p>
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：障害年金、障害手当金 ・国民年金：障害年金、障害基礎年金 ・各種共済組合：障害年金、障害共済年金 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費等 ・社会福祉：障害保健福祉費等 ・戦争犠牲者：戦傷病者特別援護費等 ・地方単独事業：公立障害者施設等

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度（例）
		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品副作用被害救済制度：障害年金等 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：障害年金給付金 ・公害健康被害補償制度：障害補償費、療養手当等 ・石綿健康被害救済制度：療養手当 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金等 ・自動車事故後遺障害者支援：介護料等 ・犯罪被害給付制度：障害給付金、重傷病給付金等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険：医療給付（業務災害）、年金給付（業務災害） ・労働者災害補償保険 ・国家公務員共済：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上） ・国家公務員災害補償等、地方公務員等災害補償、旧公共企業体職員業務災害：医療給付、福祉事業費等
保健医療	病気、傷害による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 （傷病で休職中の所得保障を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・協会健保、組合健保、国保、後期高齢者医療制度、船員保険：療養給付、傷病手当金、特定健康診査・保健指導事業費等 ・各種共済組合：短期（医療）給付、休業給付 ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費等 ・社会福祉：障害保健福祉費、母子保健衛生対策費等 ・戦争犠牲者：療養費 ・医薬品副作用被害救済制度：医療費 ・公害健康被害補償制度：療養の給付及び療養費 ・石綿健康被害救済制度：医療費 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：医療費 ・地方単独事業：地方公共団体単独実施公費負担医療費給付等 <p>（注1）労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む （注2）生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む</p>
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・協会健保、組合健保、国保、船員保険：出産手当金等 ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 ・児童手当（子ども手当）：給付、地域子ども・子育て支援事業費 ・各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 ・公衆衛生：障害児養育年金、介護加算 ・社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育対策費、子ども・子育て支援推進費 ・地方単独事業：公立保育所（地方単独事業分）等 ・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金 ・就学援助・就学前教育

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度（例）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定等給付金等 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費等 <p>(注1) 雇用継続給付の育児休業給付及び介護休業給付は「家族」に含む</p> <p>(注2) 雇用安定等給付金は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む</p>
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護：住宅扶助 ・住宅：住宅対策諸費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・各種共済組合：災害給付等 ・公衆衛生：原子力安全規制対策費 ・生活保護：生活扶助、教育扶助、生業扶助等 ・社会福祉：生活保護等対策費、防災政策費等 ・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者援護費等 ・地方単独事業：福祉事務所等 ・被災者生活再建支援制度：支援金支出 <p>(注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む</p>

3. 国民経済計算(SNA)¹との関係性等について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2009年3月13日閣議決定）では、社会保障給付費について、各種の国際基準に基づく統計との整合性を図ることが求められている。社会保障費用統計が統計法に基づく基幹統計として指定されたことを契機に、「国民経済計算」（以下 SNA という）との関係性等を解説し利用者の便宜を図ることとした。

3-1 両者の範囲の違い

社会保障費用統計と SNA では、社会保障と定義される範囲が異なる。社会保障費用統計は、社会保障の収入・支出について、OECD 及び ILO が定める基準に沿って集計されている。一方 SNA は、一国経済全体の経済活動を重複なく集計したものであり、他の経済活動として分類・集計されたものは、社会保障としては計上しない。したがって、両者の値には差が生じる。以下では、この範囲の違いがどのような場面で発生しているのかを示す。

(1) 「社会保障」の意味とその使い方の違い

まずは、「社会保障」ということばの意味から、両者の違いを明らかにする。SNA においてもいくつかの表に「社会保障」の語彙が用いられているが、これらは社会保障費用統計で用いられる社会保障の範囲とは必ずしも同じではないことに留意する必要がある。内閣府が毎年公表している「国民経済計算年報」の付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）や付表 10 社会保障負担の明細表は、家計²と一般政府³との間の取引を記述する目的で作成され、社会保障に関係する給付や負担として、社会給付⁴、社会保障基金⁵、その他の社会保険非年金給

¹ 国民経済計算（System of National Accounts, SNA）は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際連合の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>）

² 家計は、生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。

³ 一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。

⁴ 社会給付は、病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転と定義され、①社会保障制度の公的年金等の「現金による社会保障給付」、②企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、③発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、④生活保護などの「社会扶助給付」のほか、⑤「現物社会移転」のうち社会保障制度の医療保険給付及び介護保険給付、が位置付けられる。

⁵ 社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人）が含まれる。なお、被用者年金一元化に伴い、2015年9月以前は全体を社会保障基金として扱っていた「長期経理」は、2015年10月以降、厚生年金保険経理や経過的長期経理分が社会保障基金として扱われる一方で、退職等年金経理分は民間金融機関である年金基金に位置付けられている。

付⁶、社会扶助給付⁷、社会保障負担といった表現が使われ、脚注にあるようにそれぞれに定義が定められている。したがって、その定義を満たさなければ、社会保障費用統計では社会保障として扱われる項目であっても、SNA では社会保障として扱われないことになる。

一方、社会保障費用統計の財源として社会保障財源（表 11、14 頁参照）に計上される公費負担⁸は、SNA においては一般政府内の移転として捉えられるため、雇用者と雇主による直接の負担を記述する目的で作成されている付表 10 社会保障負担の明細表には計上されない。

さらに返還金等についての扱いにも、両者の違いがある。社会保障費用統計においては、返還金等は実際の給付や負担に用いられず、また過去に遡って計上しなければならないために計上していない。一方 SNA は前述の通り一国経済の姿を漏れなくかつ重複なく記述するため、これらの金額についても社会保障に計上している。

以下ではこれらの点について、もう少し細かく解説する。

(2) 支出集計における違い

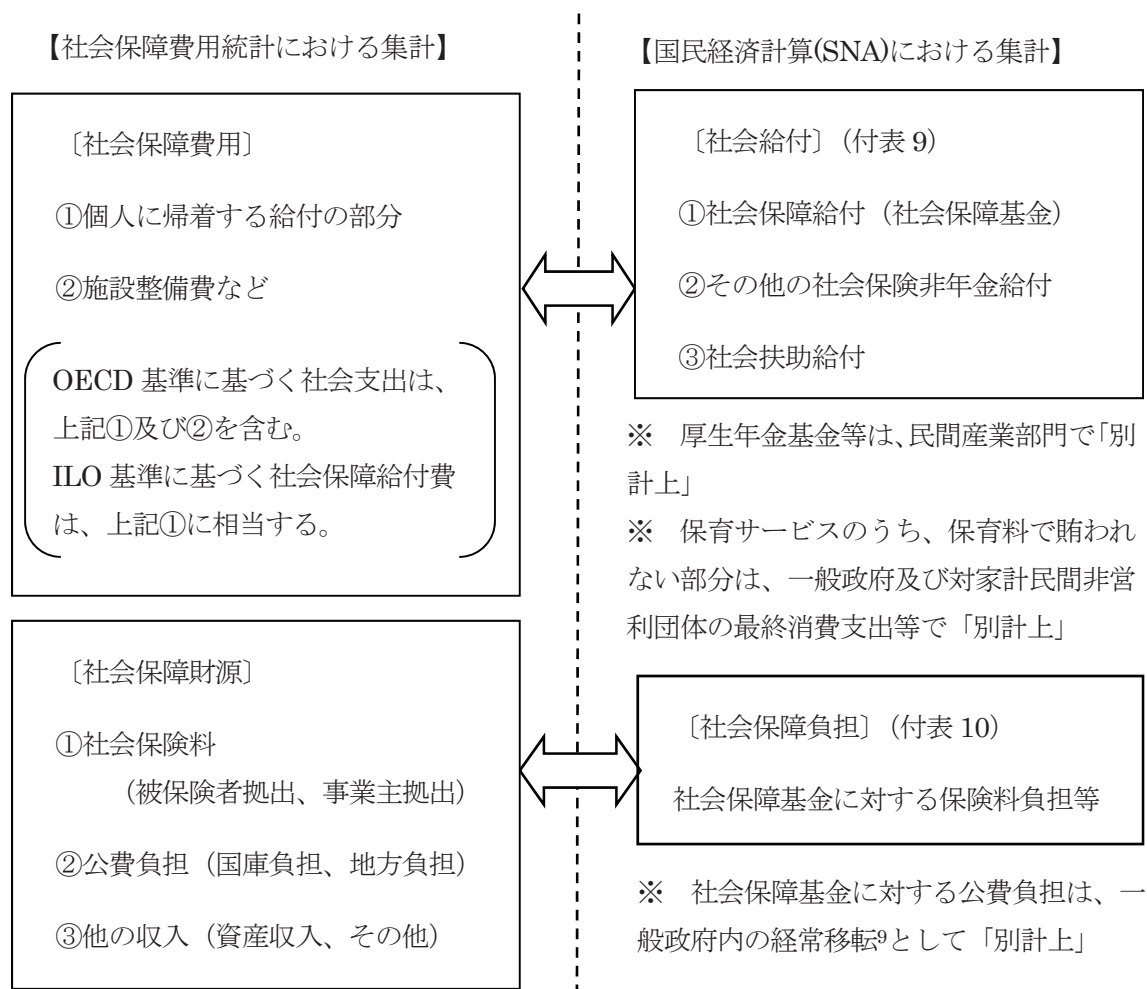
次に、支出項目における対照関係と範囲の違いを明らかにする。巻末参考図 1 の上半分に示したように、支出面では、社会保障費用統計の支出総額と SNA 付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の合計は一致しない。これが支出集計における範囲の違いであり、具体的には、厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償などの制度の扱いの違いによるものである。厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償は、社会保障費用統計においては社会保障制度の一部として捉えられるが、SNA においては民間産業の活動として分類される。したがってこれらの項目は、家計と一般政府の間の取引を記述する目的で作成されている付表 9 には計上されず、SNA の他の統計表の中にも独立して明示されていない。

⁶ その他の社会保険非年金給付とは、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主からその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

⁷ 社会扶助給付とは、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。

⁸ 公費負担は国庫負担とその他の公費負担を表す。

巻末参考図 1 : 社会保障費用統計と SNA の比較



なお、巻末参考図 1 の中で※印で記載した「別計上」のデータは、いずれも全体集計の中に含まれており、その内訳が公表されていないため、当該制度に係る社会保障費用を抽出して把握することはできない。

(3) 収入集計における違い

続いて収入項目における対照関係と範囲の違いである。巻末参考図 1 の下半分に示したように、収入面でも、社会保障費用統計の財源総額と SNA 付表 10 社会保障負担の明細表の合計は一致しない。

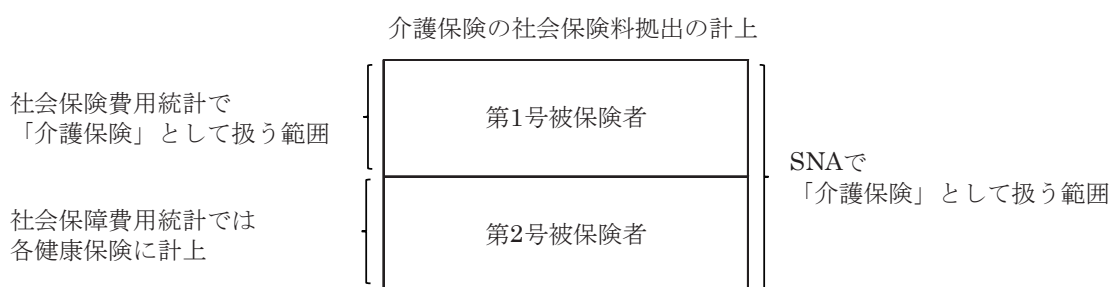
その代表的な理由は、付表 10 で計上される範囲が保険料負担に限られることにある。付表 9 と同様に、付表 10 も、家計と一般政府との取引のみが計上されている。したがって、社会保障

⁹ 一般政府内の経常移転は、一般政府の内訳部門間の経常移転を指す。なお、受取側の総固定資本形成に用いられる資金の移転等は、資本移転として取り扱う（上記注釈はいずれも、内閣府の「国民経済計算年報」における「用語の解説」から、該当する部分を引用しつつ記載）。

費用統計においては保険料負担と合わせて計上される、公費負担や他の収入、積立金からの受入といった項目については、付表 10 には計上されない。すなわち、基礎年金を始めとするさまざまな制度に対して行われている公費負担は、付表 10 に計上されないため、社会保障費用統計の財源総額と SNA 付表 10 との間には大きな差が生じる。なお、前述の通り SNA は一国経済の全ての経済活動を漏れなく集計しているため、公費負担は付表 10 ではなく付表 6 において、中央政府や地方政府から社会保障基金への経常移転として記録されている。また、繰り返しになるが、付表 9 と同様、家計と一般政府との取引のみが計上されるため、SNA において民間産業の活動として分類されている厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償についても、付表 10 には計上されないといった意味での制度範囲の違いも存在する。

また、他の理由としては、制度上の計上方法の違いもある。例えば、介護保険については、社会保障費用統計で「被保険者拠出」に含まれるのは 1 号被保険者（65 歳以上）による拠出のみであり、2 号被保険者（40～64 歳）については、それぞれの属する健康保険制度に対する拠出として扱われる。一方 SNA においては、各制度に所属する者の拠出額のうち、介護保険に該当する部分はすべて介護保険の被保険者拠出に含めている。したがって、「介護保険の被保険者拠出」という一見同じ項目でも、計上される額には違いが出てくることになる。もちろん SNA は重複のないように集計しているため、SNA における各健康保険制度への社会負担からは、介護分は控除されている。なお、社会保障費用統計において、第 2 号被保険者拠出分を介護保険の被保険者拠出と事業主拠出に再集計した結果は、ホームページ掲載表の第 16 表を参照されたい。

巻末参考図 2：介護保険の社会保険料拠出の計上



3-2 社会保障費用統計と SNA 社会保障の違い＜その他の理由＞

上記で指摘した範囲の違いに起因する理由以外にも、さまざまな相違点がある。例えば、SNA の一部に推計部分が含まれていることなどが挙げられる。

SNA は第一年年次推計・第二年年次推計・第三年年次推計と 3 つの段階を踏んで公表されて

いる。すなわち、第一次年次推計を公表する段階では未だ決算書や事業年報が入手できない部分が存在するため、過去のデータを用いた推計値が組み込まれており、第二次年次推計として改訂する段階で数値が修正されることとなる。国民健康保険や老人保健、介護保険などの制度データがこれに該当する。さらに第二次年次推計について、財貨・サービスのフローを推計するコモディティ・フロー法による推計値と、経済活動別の付加価値を推計する付加価値法による推計値等の調整を行った数値について、第三次年次推計として公表する。したがって、直近のデータについては、集計範囲以外の理由による違いも発生する。

また、社会保障費用統計は、基本的に決算値を基礎とする積算により集計されているが、SNAでは国際連合の定めた国際基準に基づき必要な数値の推計や補正などを行っている。すなわち、両者の数値の違いは集計方法に関する技術的・実務的な相違からも生じていることに留意されたい。

3-3 2008SNA への対応

2008SNA とは、2009 年に国連で合意された新しい国民経済計算の基準である。従来我が国では 1993 年に国連で合意された 1993SNA を用いてきたが、統計法第 6 条において、国民経済計算については国際連合の定める国際基準に準拠するものと規定されているため、平成 27 年度国民経済計算年次推計より、2008SNA に基づく推計がなされるようになり、1994 年以降の係数について遡及改定を行うこととなった。日本以外の各国でも、アメリカでは 2013 年、EU 加盟国では概ね 2014 年までに 2008SNA への対応が行われている。日本は平成 23 年基準改定を行う際に、2008SNA への対応を併せて行ったため、結果的に主要先進国を迫る形となっている。

2008SNA の主な改定内容としては、知的財産生産物の導入（R&D の投資計上）、兵器システムの投資計上、金融資産の多様化等があり、これらは 1990 年代以降の経済・金融環境の変化に対応するものであるといえる。

社会保障費用統計との関係では、1993SNA との違いはそれほど大きくないものの、名称の変更や分類の変更など、いくつかの変更点があるため、それらについてまとめることとする。

(1) 現物社会移転以外の社会給付

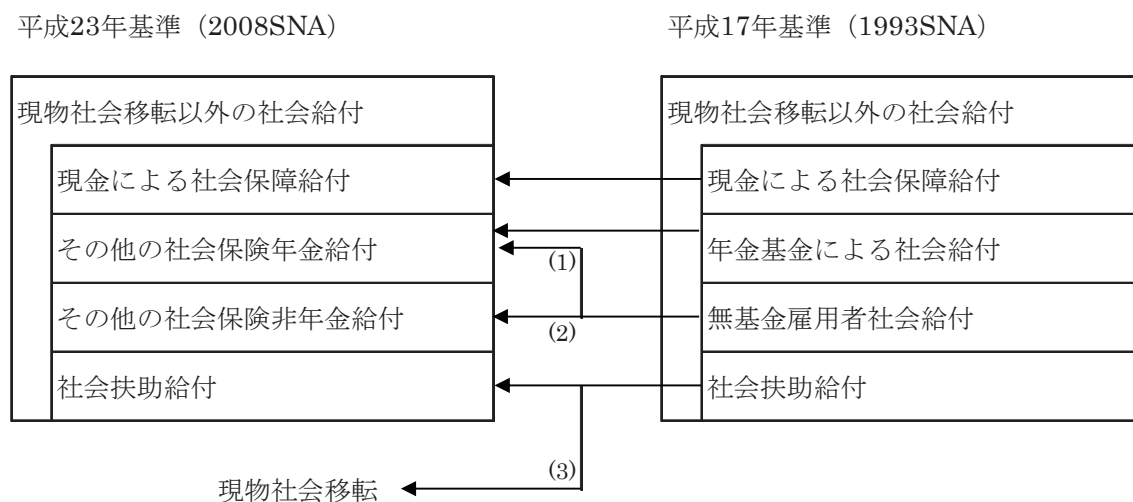
現物社会移転以外の社会給付については、「年金基金による社会給付」「無基金雇用者社会給付」という分類が、「その他の社会保険年金給付」「その他の社会保険非年金給付」に再分類されることになったほか、社会扶助給付の一部が現物社会移転として扱われることとなった。

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする「退職後所得保障制度から支払われる現金給付」を指す。また「その他の社会保険非年金給付」は、「社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部

機関を利用せず、また、自己で基金を設けることもせず、雇主からその源から雇業者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているもの」を指す。なお、1993SNA 以前では、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」、退職一時金は全額を「無基金雇業者社会給付」に記録していたが、2008SNA からは、年金基金から支払われた給付額及び、退職一時金の支給額のうち受給権を発生主義により記録する部分が「その他の社会保険年金給付」に記録されることとなった。すなわち、「その他の社会保険年金給付」に含まれる退職後の給付は、発生主義で記録されるものに限定されることとなった。一方で発生主義による記録を行わず、現金主義にて記録される退職一時金や私的保険への拠出金等は、「その他の社会保険非年金給付」に記録されている。

さらに、公的負担医療給付分については、従来は「現物社会移転以外の社会給付」のうちの「社会扶助給付」に含まれていたが、2008SNA からは「現物社会移転」のうちの「現物社会移転（市場産出の購入）」に分類されることとなった。これらをまとめたものが以下の図になる。また、社会扶助給付の一部、具体的には公費負担医療給付分¹⁰が「現物社会移転」として扱われるようになった。

巻末参考図 3：現物社会移転の社会給付の変化



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
- (2) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額
- (3) 公費負担医療給付分

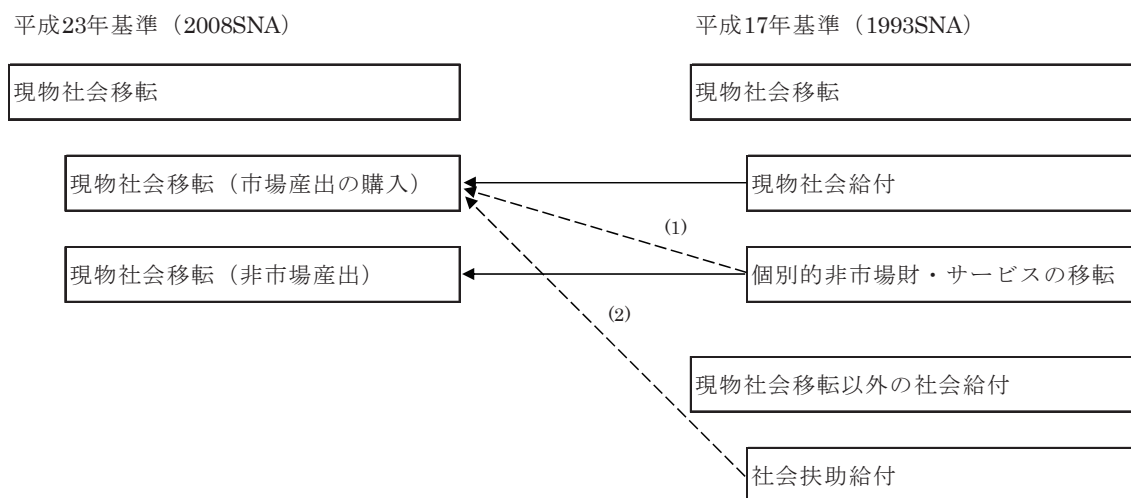
(出所) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016)「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)」 図表 14 より引用。

¹⁰ 生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分を指す。

(2) 現物社会移転（市場産出の購入）

現物社会移転（市場産出の購入）は、一般政府が家計に現物の形で支給するために市場生産者から購入する財貨・サービスである。①社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分、②公費負担医療給付、③義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれており、これらは1993SNAにおいては、それぞれ①は現物社会移転のうち現物社会給付、②は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付、③は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転に含まれていた。これらをまとめたものが以下の図になる。

巻末参考図4：現物社会移転の変化



- (1) 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船負担金
- (2) 公費負担医療給付

(出所) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016)「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について(平成23年基準版)」図表17より引用。

このほかには、企業年金の年金受給権の記録について、発生主義の考え方を貫徹するようになったことや、「日本私立学校振興・共済事業団共済業務勘定」が公的非金融企業から社会保障基金へと分類変更されたこと、国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会等の退職等年金経理が民間金融機関へと分類されたこと、「雇主の現実社会負担」や「(雇主の) 帰属社会負担」の計上内容の変更がなされたことなどが、2008SNAへの改定に伴い生じた社会保障分野への影響である¹¹。

¹¹ 企業年金の年金受給権や、「雇主の現実社会負担」及び「(雇主の) 帰属社会負担」の計上内容の変更については、中尾(2017)において詳しく解説がなされている。

参考資料

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2016）「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2016）「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2016）「平成 27 年度国民経済計算年次推計（平成 23 年基準改定値）」に係る利用上の注意について」

中尾隆宏（2017）「我が国 SNA における確定給付型企业年金の記録方法の変更について」『季刊国民経済計算』平成 28 年度第 2 号

4. ホームページ掲載表目次

【本報告書には掲載していないがホームページにて閲覧可能な統計表である】

第 15 表	社会保障給付費参考表 1 (他の社会保障制度)
第 16 表	社会保障給付費参考表 2 (介護保険)
第 17 表	社会保障給付費参考表 3 (制度間移転)
第 18 表	1 世帯当たり社会保障費用
第 19 表	高齢者関係給付費の推移 (1973～2018 年度)
第 20 表	児童・家族関係給付費の推移 (1975～2018 年度)
第 21 表	社会支出の推移 (小分類政策分野別) (1980～2018 年度)
第 22 表	社会支出の推移 (小分類政策分野別・制度別) (1980～2018 年度)
第 23 表	社会支出の国際比較 (1980～2018 年度)
第 24 表	社会支出の国際比較 (対国内総生産比) (1980～2018 年度)
第 25 表	社会支出の国際比較 (対国民所得比) (1980～2018 年度)
第 26 表	社会保障給付費収支表 (第 18 次調査基準) の推移 (小分類別) (1969～2018 年度)
第 27 表	社会保障給付費収支表 (第 18 次調査基準) の推移 (小分類別・制度別) その 1 (1969～1988 年度) その 2 (1989～2018 年度)
第 28 表	社会保障給付費収支表 (第 19 次調査基準) の推移 (小分類機能別) (1994～2018 年度)
第 29 表	社会保障給付費収支表 (第 19 次調査基準) の推移 (小分類機能別・制度別) (1994 年～2018 年度)

「社会保障費用統計」の統計表等は、ホームページでも公表しております。

URL: http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.asp

平成 30 年度 社会 保 障 費 用 統 計

令和 2 年 10 月 発行

国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3
日比谷国際ビル 6F
TEL : 03-3595-2984
